第66回京都市都市計画審議会会 議 録

日時 平成30年7月31日 午後1時30分~午後4時48分

場所 ANAクラウンプラザホテル京都 2階「平安」

京都市都市計画審議会事務局

第66回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 項	備考	頁
計議第280号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について	瓜生山学園地区地区計画 の変更	2
	(京都市決定)		
計議第281号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について	3・3・184号鴨川東岸線の変更	9
	(京都市決定)		
計議第282号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について	3・4・136号桂寺戸線 の変更	22
	(京都市決定)		
計議第283号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について (京都市決定)	3・4・183号牛ケ瀬勝 竜寺線の変更	24
記案際004日	V 1 1 1 2 2 2 2	0 2 25日上党八国の	
計議第284号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)公園の変更について	8・3・35号大宮公園の 変更	28
	(京都市決定)		
_	京都市都市計画審議会運営要綱の改正について	土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査	61

報告事項

- ・魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討について (P.65~)
- ・地域まちづくり構想(京都駅東南部エリア)の策定について(P.72~)

京都市都市計画審議会委員名簿

· 条例第2条第2項第1号委員

板谷 直子 立命館大学客員研究員 川崎 雅史 京都大学大学院教授

兒島 宏尚 京都商工会議所専務理事 欠席 佐藤 欠席 由美 奈良県立大学准教授

洋子 京都大学大学院准教授 島田

須藤 立命館大学教授 陽子

塚口 立命館大学特任教授 博司 中嶋 節子 京都大学大学院教授 葉山 京都精華大学教授 勉

牧 紀男 京都大学教授 欠席

宮川 邦博 公益財団法人京都市景観· まちづくりセンター専務理事

· 条例第2条第2項第2号委員

小林 産業交通水道委員 正明 下村 まちづくり委員 あきら 田中 明秀 産業交通水道委員 西村 義直 教育福祉委員 井上 まちづくり委員 けんじ

西野 さち子 まちづくり委員 樋口 英明 総務消防委員

大道 義知 まちづくり委員 西山 信昌 総務消防委員 隠塚 功 教育福祉委員

村山 祥栄 総務消防委員 菅谷 浩平 文化環境委員

• 条例第2条第2項第3号委員

森戸 国土交通省近畿地方整備局企画部長 義貴

都市計画課長)

(代理出席 川上 卓也 京都国道事務所副所長)

藤森 和也 京都府建設交通部長

星野

欽也 小林 晃 京都府警察本部交通部長

(代理出席 西村 昇 交通規制課次席)

条例第2条第2項第4号委員

(代理出席

原 小壽 京都市地域女性連合会副会長 岡本 喜八 京都市消防団協会副会長

〇塚口会長 それでは、ただいまから議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日、市長から諮問を受けております案件は、5案件5議案でございます。これからの会議運営につきまして、各委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

計 議 第 2 8 0 号 都 企 計 第 6 7 号 平成30年7月10日

京都市都市計画審議会 会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について(付議)

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の変更(京都市決定)

都市計画瓜生山学園地区地区計画を次のように変更する。

	名	称		瓜生山学園地区地区計画		
	位	位置		京都市左京区北白川瓜生山町,北白川上終町及び北白川 山田町の各一部		
面積地区計画の目標			約 6.6 ヘクタール			
		標	当地区は、京都市街地の北東部に位置し、緑豊かな瓜生山の山麓部にある。総合芸術大学としての多様な機能を備えた当地区に対して地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境を確保すると共に周辺の居住環境や自然環境と調和のとれた大学関連施設等の誘導を図る。			
保全に関び域の整備	土関	地 利 用する 方	に 針	大学関連施設等の整備と並行して空地の緑化を促進する等,周辺環境と調和した土地利用を図る。 また,施設の背面に位置する瓜生山の一部を樹林地又は草地として保全し,自然環境との調和を図る。		
する方針	建整	築 物 等 備 の 方	の 針	建築物の用途を大学関連施設等に限定することにより、 用途の混在等による環境の悪化を防止すると共に、建蔽率、 容積率及びかき又はさくの構造等に制限を加えることにより、周辺の居住環境や自然環境と調和した施設を誘導する。		
地 区 整 備 計 画	築物等に関する事		等 の 限	第一種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあっては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 寄宿舎 3 保育所 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 5 バス停留所の上屋		
		容積率最高限	度	10分の10 (用途地域に関する都市計画において定められた容積率 (建築基準法第52条第7項に規定する場合にあっては、同項の規定により算出される容積率)の最高限度の数値が10分の10未満である場合を除く。)		
	土地	最高限かき又 さくの構造の の利用に関する	度 は)制限	10分の3.5 敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、 可能な限り生垣等により緑化を推進する。 計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。		
備		Ż	夸			

「区域、地区整備計画の区域及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都造形芸術大学の施設が立地する地区において、文化・芸術を基軸とした特色 ある保育教育の環境を拡充することにより、瓜生山等の周辺環境と調和した大学教育環境の更なる 充実を図るため、地区計画を変更するものである。 それでは、計議第280号議案を議題といたします。

この議案は, 瓜生山学園地区地区計画の変更に関する議案でございます。事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局 それでは、計議第280号議案につきまして御説明いたします。

お手元の資料1-3「計議第280号議案説明資料」を御覧ください。

本議案は,平成13年に学校法人瓜生山学園の敷地において定めた瓜生山学園地 区地区計画を変更しようとするものでございます。

スライド赤色の枠で囲まれている区域が「瓜生山学園地区地区計画」の区域でございます。左京区の瓜生山の山麓部に位置し、地区の西側が白川通に面した、約6.6~クタールの区域でございます。

それでは、瓜生山学園地区のこれまでの経過について御説明いたします。当該地区では、平成12年4月、京都芸術短期大学と京都造形芸術大学が統合され、京都造形芸術大学が総合芸術大学として再編されました。

これを機に、平成13年11月に「瓜生山学園地区地区計画」を定めており、当該地区計画に基づき、瓜生山の樹木の保全を図りながら、周辺の居住環境や自然環境と調和したキャンパス整備が進められてまいりました。

次に、京都造形芸術大学のこれまでの取組についてでございますが、京都造形芸術大学では、「幼児から社会人に至る一貫した芸術教育の体系づくり」を大学の使命とした取組が進められており、具体的には、平成17年に、スライドの右側にあります、3歳から小学校就学前の幼児と親を対象に幼児教育を行う「こども芸術大学」を、平成19年に、スライド左側にあります「こども芸術学科」を設置されております。「こども芸術学科」では、「こども芸術大学」を教育フィールドに、文化・芸術を基軸とした特色ある保育活動が実践されております。

この度の変更は、地区計画の区域を変えずに、既存の「こども芸術大学」の施設を活用した保育機能の拡充により、教育環境をより一層充実させようとするものでございます。

次に、本市の都市計画マスタープランにおける位置付けでございます。

現在,本市には合計38の大学及び短期大学が所在しております。大学を中核と

する学術研究機能の集積は、本市における特色ある都市機能の一つであるとともに、 すぐれた都市の特性であり、多彩な人材やあらゆる分野の「知」の集積は活力ある まちづくりに欠かせないものでございます。

このため、本市の都市計画マスタープランでは、「京都の魅力を高める土地利用」 として、「大学のまちとしての土地利用の誘導」を掲げ、周辺環境と調和を図りつ つ、学術・研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進することとしており、こ れに基づき、地区計画の変更を行うものでございます。

それでは、「瓜牛山学園地区地区計画」の変更内容について御説明します。

「地区計画の目標」につきましては、保育機能が拡充されるため、朱書きのとおり「大学関連施設」に「等」を追加しております。また、「区域の整備・開発及び保全の方針」につきましては、「土地利用に関する方針」として、朱書きのとおり、

「施設の背面に位置する瓜生山の一部を樹林地又は草地として保全し,自然環境との調和を図る。」との内容を追加しております。

次に,「地区整備計画」の変更点を御説明いたします。

今回の変更では、地区計画の区域は現行のままで、「建築物の用途の制限」の内容を変更するとともに、「土地の利用に関する事項」を新たに定めてまいります。 まず、1点目の「建築物の用途の制限」についてでございます。

文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより、保育の質と量の確保や、保育教育者の育成機能の更なる増進を図り、学術・研究機能の充実を目指すため、これまでの大学関連施設に、「保育所」を追加するものでございます。

次に、2点目の「土地の利用に関する事項」についてでございます。

当該地区の瓜生山に現存する樹木を保全し,周辺の自然環境との更なる調和を図るため,スライド右側の地図の緑色で示す部分を「樹林地又は草地」とし,管理行為を除く伐採や土地の形質の変更等の土地利用を制限するものでございます。

計議第280号議案における地区計画の内容の説明は、以上でございます。 最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。

本都市計画の案の策定に当たりまして,「京都市地区計画等の案の作成手続に関

する条例」に基づく原案の縦覧を経たのち、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、平成30年6月1日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上、御審議のほど、よろしくお願い致します。

- **○塚口会長** ただいま事務局から説明がございました計議第280号議案につきまして,御意見,御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。 樋口委員,どうぞ。
- ○樋口委員 簡単に 2 点ほど確認をしたいんですけれども,今御説明があった中で, 1 点目は,用途地域の制限のところで保育所を建築可能ということでありますけれ ども,その際に一つ気になるのがこの大学の敷地が土砂災害警戒区域に含まれてし まっているという点であります。

先日の豪雨の際には、この地域も避難指示が出されました。そのような地域に新たに保育園をつくるとなると、あらかじめそういう地域であるという認識のもと、 十分な対策が必要かなと感じるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 こちら土砂災害警戒区域に入っている,市内保育園,ほかにもございまして,私どもとしましては,これも省令で定められているんですが,非常災害時の避難計画を策定しなければならないということが一つと,月1回避難訓練をすることを義務づけております。当然こういった区域でございますので,そういったことを想定した避難訓練をしっかりやっていただく必要があろうかと思っていますので,子供の安全安心が第一でございますので,そういったことにつきましては,この法人さんの方に私どもの方から指導をさせていただけたらというふうには思っております。
- 〇塚口会長 樋口委員, どうぞ。
- ○樋口委員 主に避難訓練という考え方になるということでいいんでしょうか。
- ○塚口会長 どうぞ事務局, お答えください。
- ○事務局 実際に、まずは避難訓練が大事かと思うんですが、この区域といいますか、その土地の状況に応じたまずは災害計画といいますか、非常災害に対する計画

をしっかりつくっていただくということが重要かなと思っていますし、今後は、保育施設の整備等をする中で、そういったことを念頭に置いた形でどういうことができるかということが今後の検討だと思うんですが、やっぱりちょっと現地を見ますと、すぐに斜面になっておりますので、このあたりについては、しっかり対策をとったうえで考えていかなあかんのかなというふうには思っています。

- 〇塚口会長 樋口委員, どうぞ。
- ○樋口委員 次に、樹林地又は草地として土地利用を制限する範囲なんですけれど も、これは先ほど緑で示されておりましたけれども、現在の樹林地よりは狭い範囲 になっています。これ、そう考えると、今よりも緑地を削って将来的には建物が建 て増しをしていくようなことも考えられるということでしょうか。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 樹林地を削って新たに建物を建て替える計画があるかということの御質問に関してお答えさせていただきたいと思います。

今現在,こちらは風致地区指定がかかっておりまして,その部分のことをおっしゃっているのかと思うんですが,風致地区における緑地に関しては,建築の許可をとれば建物を建てることができるんですが,この一帯,白川に関しては,特別修景地域にもかかっておりまして,瓜生山の麓における樹林地と連携した形で敷地の中で,先ほど説明にもございましたように,樹林地として草地をしっかりと守っていくということでございます。

あと、建物の計画に関して、今現在、建蔽率は風致地区に指定されておりますので、34.97%という形になっておりまして、現在建っている建物で33.46%、約1.5%しかもう建物が建てられないという都市計画的な状況になっておりますので、併せて御報告します。以上です。

- ○塚口会長 ありがとうございます。ほかに御発言。
- ○川崎委員 1点だけ確認ですけれども、先ほど土砂災害警戒区域ということなんですけれども、すみません、こっちの資料が古いのかもしれませんが、ちょっと見ていたら災害警戒区域から外れているんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、すみません。

- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 建物に関しては、今回未来館を使いまして、建物の用途変更という形で今回保育所の設置を考えておられるそうですが、現在土砂災害防止法に関しましては、レッドゾーンとイエローゾーンがございまして、今委員御指摘のようにレッドゾーンが建物の際にかかっているような、へりにかかっているような部分もございますが、計画内容に際しまして、その辺はしっかりと対応させてもらいたいと思っています。

あわせて、もしかかっている場合に関しましては、保育所に関しては、この土砂 災害防止法に関しては、災害要援護者関連施設という形になりますので、建築確認 の方でしっかりと構造をチェックさせていただくという形でございます。以上でご ざいます。

- 〇塚口会長 川﨑委員, どうぞ。
- ○川崎委員 私の見ている地図でレッドもイエローもかかっていないんじゃない かなと思ったので、その点だけ、確認さえしていただければ。
- **〇塚口会長** ありがとうございます。ほかに御発言ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、お諮りいたしたい と思います。原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇塚口会長 ありがとうございます。皆さん方、異議なしということでございます ので、本件は可決することにいたします。

計 議 第 2 8 1 号 都 企 計 第 6 8 号 平成30年7月10日

京都市都市計画審議会 会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(付議)

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更(京都市決定)

都市計画道路中 I・II・25号鴨川東岸線を3・3・184号鴨川東岸線に名称を改め、次のように変更する。

	備考	
構造	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	5市 約 地表式 4 車線 24m 東海旅客鉄道㈱東海道新幹線と立体交差 :br 6,500m 4 車線 24m 西日本旅客鉄道㈱東海道新幹線と立体交差 :br 市日本旅客鉄道㈱東海道本線と立体交差 計算本線 と立体交差 :br 井田, 新五軒町, 五軒町及び若松町地内に面積約 4,200 ㎡の三条京阪駅前広場を設ける。 上柳町地内に面積約 1,950 ㎡の出町駅前広場を設ける。
	門門	24m 24m 活松町 町駅前
	車線の数	4 車線 軒町及び 50 ㎡の比
	構活形式	地表式 師町, 五 正積約 1, 9g
区域	延長	約 6,500m 開丁,新五 町地内(C 配
	主な 経過地	
位置	終点	市 京都市 区 左京区 東山 計 田中 五庫 田中 五庫 山本 五市 京都市東山区大橋町 京都市左京区田中 東都市左京区田中
	起点	京都市 京都市 京都 東山区 左京区 東山 福稲 田中 五車 下高松町 上柳町 五車 なお, 京都市東山区大橋町 を設け, 京都市左京区田中
矫	路線名	場川東岸線
名称	番	3 · 3 · 184
舞	al Bi	

「区域は計画図表示のとおり」

田田田

本都市計画は、都市計画道路鴨川東岸線を一部西側へ変更し、既成市街地環境を保持しつつ、合理的な線形とすることで、都市 の健全な発展に寄与するものである。 それでは次に、第281号議案につきまして、これを議題といたします。

この議題は、鴨川東岸線の変更に関する議案でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第281号議案について御説明をいたします。

お手元の資料2-3「計議第281号議案説明資料1」を御覧ください。

はじめに、鴨川東岸線の概要について御説明をいたします。鴨川東岸線は、図において、「黒色」部分を供用済み、「青色」部分を事業中、「赤色」部分を計画として表示しており、鴨川左岸東側の出町柳から十条通り間を結ぶ、市域の南北を貫く重要な幹線道路でございます。

昭和13年に塩小路通から丸太町通間を都市計画決定し、その後、2回の変更を経て、昭和62年の都市計画変更により、現在の出町柳から十条通に至る延長約6.5kmの路線となりました。

出町柳から塩小路通間は平成2年までに整備を行い,川端通として供用しており, 塩小路通から十条通間は、供用済み、事業中、計画段階の区間がございます。

本路線を整備することで,京都高速道路新十条通との都心のアクセス道路として, 市南部地域の道路交通の円滑化と地域の活性化へとつながることが期待されます。

続きまして,鴨川東岸線の十条通から塩小路通の区間の概要について,御説明いたします。

この区間は、3つの工区に分けて、十条通から順次整備を行っております。第1 工区は、黒色で表示しています十条通から松風橋南側までの延長312mの区間です。この区間については平成5年から平成22年にかけて街路事業等により整備を行い、現在、供用しております。

第2工区は,青色で表示しています松風橋南側からJR奈良線の南側までの延長715mの区間です。この区間は、平成9年度から事業を着手しており、現在、九条通の高架橋と接続する工事を行っております。

第3工区は,赤色で表示しておりますJR奈良線の南側から塩小路通までの延長573mの区間です。この区間は,事業着手前の計画段階であり,今回,都市計画変更を行おうとする区間でございます。

次に, 第3工区の計画の見直しについて, 御説明いたします。

JR奈良線南側から塩小路通までの第3工区において,昭和62年の都市計画決定では,琵琶湖疏水を東側へ移設し,道路を4車線化する計画であり,用地取得及びJRの橋脚の移設に相応の事業費を要するとともに,琵琶湖疏水東側の既成市街地への影響が大きい計画でございました。

今回の見直しは、都市計画道路の位置を西側へ移動し、必要な流下能力を確保したうえで琵琶湖疏水の構造を見直し、幅を縮小することにより、車線数を変更せずに、JR橋脚の移設を行わない計画とするとともに、琵琶湖疏水東側の住宅地の用地取得をごく一部とすることで、既成市街地への影響を最小限に抑える計画とします。

続きまして、計画見直し後の道路の断面図を御覧ください。紫色の線が昭和62 年の都市計画決定時の道路の位置であり、赤色の線が、計画見直し後の道路の位置 となります

続きまして、計画見直し後の平面図をご覧ください。スライドが見えにくい場合、 お手元に資料 2-4「計議第 281 号議案説明資料 2」といたしまして、拡大した 計画見直し後の平面図を用意しておりますので、あわせて御覧ください。

紫色の線が昭和62年の都市計画決定時の道路の位置であり、赤色の線が、計画 見直し後の道路の位置となります。灰色の範囲が車道、水色の範囲が疏水、黄色の 範囲が歩道等を表しております。

次に、計画見直し後の完成イメージ図を御覧ください。鴨川東岸線整備後の塩小路通から南側を見た眺めでございます。4車線化した車線とJR東海道本線の高架のイメージ図でございます。

続きまして、鴨川東岸線整備後のJR奈良線南側から北側を見た眺めであり、4 車線化した車線、縮小した疏水及び自転車歩行者用道路のイメージ図でございます。 次に、都市計画の変更について御説明いたします。

まず、「計画書」でございます。今回の変更により、「名称のうち番号」について、これまで、「Ⅰ・Ⅲ・25号」としておりましたが、現在の基準に合わせまして、「幹線街路に相当するものであり、幅員22m以上30m未満の道路」を指し

ます「3・3・184号」へ変更いたします。

次に、「構造のうち車線の数」についてでございます。これまでは都市計画に定めておりませんでしたが、現在の基準では計画書に定めることとなっておりますので、今回、「4車線」といたします。

その他の項目につきましては、従前の計画書から変更はございません。

続きまして、「計画図」でございます。スライドが見えにくい場合、お手元の資料 2-1 「計議第 281 号議案付図」の計画図を御覧ください。

今回,廃止する区域を黄色で表示しており,追加する区域を赤色で表示をいたしております。

計議第281号議案の説明は,以上でございます。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。本都市計画の案の作成に当たりまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、平成30年5月24日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○塚口会長 ありがとうございました。ただいま事務局から御説明ございました計議第281号議案につきまして、御意見、御質問ございましたら承りたいと思います。 いかがでしょうか。 どうぞ、井上委員。

○井上委員 失礼します。今回の変更案では、少し西側へ移動するという御説明でしたけども、現行、この道路の西側には東海道本線在来線と東海道新幹線の橋脚が道の西端に接しているというか、すぐ道の西側に橋脚が建っておろうかと思うんです。

奈良線の橋脚の場合は、ちょっと本当わずかすき間があって、しかも奈良線の橋脚の場合は、赤色平面図でいいますと、赤色幅がなくなって細かい線になっているぐらい、拡幅といいましても、ほぼ幅がないぐらいなので問題としないとしても、東海道本線の在来線、新幹線の部分は橋脚があるにもかかわらず、西側へ移動するということの意味がちょっとよくわからないので、このあたり説明をお願いできますでしょうか。

- **〇塚口会長** 事務局,あるいは,私事務局と申し上げるか,担当部局と申し上げるか,ちょっとどうかわからんところございますけれども,事務局ということで全て通させていただきますので御理解ください。よろしくお願いします。
- ○事務局 当初の計画は、もともと鴨川の土の堤防で計画された線がございまして、 その計画線をよけて道路側の道路線形を今の道路よりも東側に振るような計画で ございました。

今回鴨川の河川管理者である京都府と協議をいたしました結果,土の堤防ではなくて,鉄筋コンクリート製の堤防を設置することで,鴨川ぎりぎりまで寄せて道路をつくることに了解が得られましたことから,今回ほぼ現状道路の端まで都市計画の道路端を寄せることができたということで,橋脚まで動かして道路をつくるということではなく,もともと東側へ振った道路線形であった計画を,ほぼ今の道路に計画を合わせることができたということでございます。

- 〇塚口会長 井上委員, どうぞ。
- ○井上委員 道路を、今も言いましたように、すぐ西側のきわに鉄橋の橋脚が建っていると、それから1m弱の距離に白線が引いてあって、西端に辛うじて人が歩けるというか、自転車が通れるぐらいの幅あると。そうすると、この道の現況と今の都市計画の決定されるラインとは、ずれているというふうに理解したらいいんでしょうか。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- **〇事務局** はい,今の都市計画の線は,今の道路よりもかなり東側に移動した計画 となっておりますので,その関係が今回は,今の道路に近づくというような変更を いたしますということでございます。
- 〇塚口会長 井上委員, どうぞ。
- ○井上委員 そうすると、今ある道路というのは、もっと昔の都市計画決定に従って右端のラインが引かれているというふうに理解したらいいのですか、それをこの62年に東側にちょっと変更したけれども、それを今回また西側に移動すると、こういう理解でいいんでしょうか。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。

○事務局 もともと鴨川東岸線は、塩小路から北側までしか計画がございませんで、 それまでにあった道路は、もともと都市計画された道路ではなく、もともと道路と して従前からあったものでございます。

改めて、62年に計画した際に、今の道路よりも東側に振った計画がなされたということでございます。

- 〇塚口会長 井上委員, どうぞ。
- **〇井上委員** そうすると、確認なんですが、今の新幹線や在来線の各東海道本線の 西側の橋脚は移動しなくてよいと、こういう理解でいいわけですね。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 東海道線や新幹線の橋脚の位置自体は,今回の都市計画で代わるものではございません。ただ、補強等が必要になった場合は、改めて各関係機関と相談の上、補強等について考えていきたいと考えております。
- ○塚口会長 井上委員, どうぞ。
- ○井上委員 それで道路の東側についてもお聞きをしたいわけですけれども,奈良線と新幹線の場合は,東側の橋脚は,道路と疏水の間にはなくて,道路と疏水をあわせて跨いで,疏水を越えて疏水の東側に設けられておるかと思うんですけれども,在来線の場合そうじゃなくて,道路のすぐ東側,疏水との間に道路の東側の橋脚が設けられていると。そうすると,南行の2車線分というのは,この橋脚の東側の道路,すなわちこの橋脚がセンターラインに来るのかどうか,このあたりについて,御説明を願いたいと思います。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 今の井上委員のお話のとおり、東海道線の橋脚、今の道路の東側の橋脚は、北行と南行の間に来るということでございます。
- 〇塚口会長 井上委員, どうぞ。
- ○井上委員 それで次に、予算の問題についても、ちょっと何点かお聞きをしたいわけですけれども、既に2年前の京都市の予算の中で、経費として3、214万2、960円というのが計上されていると。

それからJR橋脚調査ということで774万6,000円,2年前の予算で予算

化されているわけですけれども、あるいは1年前、2017年度で言いましたら、 JR鉄道橋の影響検討ということで1,600万円が、これは今年度に繰越という ことになっています。

今年度の予算では、道路詳細設計として4,000万円余り、疏水附帯施設設計として1,000万円余りでしょうか、予算化されていると。

もともと2年前の予備設計というのは,どの計画に基づいた設計をされてこられたのか,あるいはJRのこの橋脚調査というものが何を明らかにするための調査で,調査の結果何が明らかになって今日に生かされているのか,このあたりちょっとその予算の執行状況の成果といいますか,結果についての御報告をいただきたいと思います。

○塚口会長 事務局,お願いします。

○事務局 まず、2年前の予算化されておりました3,000万円余りと700万円を執行させていただいたものでございます。

まずは、その3,000万円余りにつきましては、予備設計ということで、今回はもともとの計画に対して、より効率的な整備を進めるための計画ができないかということで、この3,000万円を使いまして線形の見直しや各影響する施設の検討などを行ってきたというのがその3,000万円でございまして、その計画に基づきまして、今回の計画の見直しを提案させていただいているということでございます。

700万円余りの橋脚に対する調査でございますが、JRの橋脚自体が明治時代に造られた、かなり古い橋脚でございまして、基礎の位置自体もある程度図面では残っておりますが、きっちりした寸法が定かではなかったということでございますので、ボーリング調査をして基礎の位置などを確認したということがその700万円でございます。

昨年予算化させていただいた 1,600万円でございますが,これにつきましては,昨年度末に終了したボーリング調査の結果で基礎の形状がわかりましたので,これでもって橋脚の強度を検討するというものでございまして,これについては,ただいま JRと協議中でございます。

- **〇塚口会長** 井上委員,よろしゅうございましょうか。どうぞ。
- ○井上委員 じゃ、今年度の道路詳細設計、4,000万円余り、これはどういう 計画なり根拠なりに基づいた設計なのか、このあたりについても御説明願いたい。 あわせて疏水の附帯施設というのは、何のことかこれも御説明願いたいと思います。
- ○事務局 今年度予算化されております 4,000万円の詳細設計でございますが、 今回御審議いただいております都市計画の変更が認められたことになりましたら、 新たな都市計画に基づきまして、事業を進めるに当たりまして、詳細な設計を進め ていくというものでございます。

疏水の附帯設計につきましては,今回疏水路の構造幅を縮小していくことになりますので,それに伴って生じる,疏水のための設計をやっていく必要がございますので,本体部分ではないんですが,疏水に附帯する管理用の施設などの設計を進めるというものでございます。

〇塚口会長 井上委員, どうぞ。

○塚口会長 事務局,お願いします。

○井上委員 ちょっとその道路の詳細設計の4,050万円ですか、これについては、ある程度はきょうの審議会で議決が得られて、それを市長が受けとめて、市長が決定されるということを前提にこの時点で予算化されていると、こういうことなんでしょうか。

本来だったら,計画が決定をされた後に予算化をして物事が進んでいくという考え方もあろうかと思うんだけれども,あらかじめ予算だけ先につくって,詳細設計を今日の議決以前の段階から準備をされておられるという,それは手法としてあり得るかもしれないけれども,流れとしては,そういうことだという理解でいいわけですか。

それと、疏水についても、幅が狭くなって、流量が確保されるのかどうか、先日の説明会でも、逆流の心配なども出されておられまして、幅の縮小による大雨の対策なんか大丈夫なんですかと、そういう声も出ておったかと思うんですけれども、このあたりの豪雨対策、洪水対策、あるいは普段の流量の確保、このあたりについてもあわせて御説明願いたいと思います。

- ○塚口会長 どちらでしょうか。
- ○事務局 予算の流れの件ですけれども、一般的に都市計画決定を行う場合には、 詳細設計の前段、予備設計あるいは、概略設計が終わった段階でするものでござい ます。

それで概ねの位置を決めて、詳細設計をするということで、確かに今回既に予算計上し、詳細設計の方をするというようなことでございますけれども、こういったことというのは、都市計画を進める上でよくあることでございます。以上でございます。

- ○塚口会長 事務局,お願いします。
- ○事務局 そうしましたら,疏水の流量の関係について御説明させていただきます。 疏水につきましては,塩小路の上流側が今ボックスカルバート状の地下水路という 形になっておりますが,その上流側でもって疏水は一定の流量のコントロールがな されております。

疏水につきましては、計画流量以上の水がある場合は、そこでもって鴨川のほう に放流するようなコントロールがされておりまして、下流の疏水には計画流量だけ が流れるというふうにコントロールされているわけでございます。

ただし、もしこのコントロールがうまくいかなかった場合は、そのボックスカル バートを満水の状態で水が流れてくるということでございますが、今回計画してい る部分の水路につきましては、その満水の流量を流せるだけの能力を備えた形状に させていただいたということで、問題はないと考えております。

- 〇塚口会長 井上委員, どうぞ。
- 〇井上委員 疏水のそのようなことについてはね,なかなか難しいわけだけれども,前者の問題については,一般的には,例えば道路の予算で言いましたら,活動計画と予算が一体のものとして例えば2月議会,3月議会で議論されてこういう計画にするから,それを裏づける予算があわせて,議案としては別だけれども,同じ議会のもとで議論されて議決されると。

ところが、今回の場合は、何か後になってやね、ちょっと時間的に僕はずれがあるんじゃないかなという気がしたりして、そのあたりの手続についても、ちょっと

疑義がないわけじゃないんだけれども, いずれにしましても, 考え方としてはわかりました。

あと最後に、論点をちょっとかえまして、車の道路規制の問題、本市でも歩くまち京都ということが言われていますし、自動車分担率の低下がオーソライズされていると、仮に車が増えるとしても、車の増加にあわせて道路を増やす、広げるという考え方がいつまでも続けられていいのかどうかと、こういう議論があるにもかかわらず、車が増えるかもしれないという仮定そのものが崩れ去ってしまっている時代ではないかと。

先日の市会の委員会でも車の保有台数は減少傾向にあると、こういう答弁ございました。今後のまちづくり政策からいって、今回のような変更ではなく、僕は現行というか、従来案というか、今の計画、62年の計画そのものも含めて抜本的に、根本的に拡幅ということについては、見直す必要があるんじゃないかなというふうに思ったりするわけですが、このあたりいかがお考えでしょうか。

- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 歩くまち京都を実現するためには,過度な自動車利用は抑制する必要があると考えておりますが、自動車交通、公共交通、自転車がバランスよく機能を発揮することが必要だと考えております。

歩くまち総合戦略におきましても,人と物の交流促進とまちの持続的成長を支える道路整備を推進することとしておりまして,主要な幹線道路が自動車交通を受け 持つ機能をしっかり発揮することで,歩行者,公共交通を優先すべき道路がその機 能を十分に発揮することができると考えられます。

- **〇塚口会長** 井上委員, どうぞ。
- **〇井上委員** これを最後にしますけれど、そういう言い方をするのであれば、例の 高さ規制の例外の問題にしてもそうなんだけれども、結局は例外なんだと、この点 は例外なんだと、この点はプラスマイナスなんだと、そんな議論ばっかりするとね、 結局何のための歩くまちかと、何のための分担率低下の目標かということに、僕は なりかねないというふうに思います。

既に予算が先ほど聞きましたように,小出しで執行され始めているわけですけれ

ども, じゃあ総額が幾ら位の見込みで, 工期というか, 完成はいつ頃を見込んでおられるのか, 完成時期になればもっと人口が減ったり, 車も保有台数が減ったりしているということも大いに考えられる可能性があると思うんですね。

その点で、工期というか、完成時期の目途と、それから今後の予算の規模、口を 開けば市長は財政危機、財政危機とおっしゃっておられる折に、私の見込みではか なり莫大な見込みというか、見積りがかかってしまう難工事じゃないかなと思った りするわけですけれども、このあたり見通しについて御紹介していただきたいと思 います。

○塚口会長 事務局,お願いします。

○事務局 全体事業費につきましては、これはかなり粗い概算の数字でございますが、概ね70億円程度と今算出しております。ただし、これにつきましては、疏水の対応といたしまして、仮水路を設けるか、あるいは停水期間を延長するかなど、その対応によって大きく変わるものでございますし、またJR橋脚の部分についても、今協議している最中ということでございますので、これにつきましては、今後の詳細設計の中でしっかり精査をしながら、施工方法を検討して算出していきたいと思っております。

また、事業期間につきましては、例えば今、疏水の水がとまっている期間というのは2カ月半ほどしか年間ございませんが、仮にその2カ月半ずつ工事をするということになれば、18年という膨大な期間が生じますので、これについても詳細設計の中で、疏水の水をどのようにやっていくか、仮水路をどのように設けるかというようなことをしっかり検討した上でできるだけ早期に事業効果が実現できるよう検討してまいりたいと考えております。

〇塚口会長 井上委員,最後とおっしゃっていましたけど,まだございます。

○井上委員 いや、18年後というと、僕らも生きているかどうかわからんという ぐらいの時期で、先ほども言いましたけど、ますます人口が減ったり、車が減った りということもあり得ると思うんです。僕はとにかく突っ込んで、後戻りできない という現状に至ってから、いや、こんだけかかるんですわというようなことになっ ても、もう責任が持てないという気がするわけです。 僕は、やっぱりもっと財政や環境や安全や防災や、景観とか環境とか、さまざまな角度から、もちろん財政が一番大事なことの一つだと思うんだけれども、あるいは車のさっき言ったあり方、このことについての道義的に根本的な議論をもっと尽くした上で、かかるのかどうかということについて決定するべきだと改めて思います。以上で終わります。

〇塚口会長 ありがとうございます。ほかに御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、お諮り申し上げたいと思いますが、ただいまの計議第281号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議あり」と発言する者あり)

- ○塚口会長 それでは、異議がありということでございますので、その異議が議案に対する反対であるか、あるいは議決することに対する異議がどちらでしょうか。
- 〇井上委員 後のほうです。
- **○塚口会長** 後のほうですか。それでは、議決することに対して、御異議があるということでございますので、まず、委員の皆さんにお諮り申し上げたいんですが、この計議第281号議案を議決してよろしいでしょうか、あるいは議決すべきでない、いかがでございましょうか。議決することに賛成の方、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

(賛成の者 挙手)

〇塚口会長 ありがとうございます。よろしいですね。挙手多数ということで、議 決に対しては、御賛同いただけました。

したがいまして、議決することにいたします。計議第281号議案に賛成の方、 挙手をお願いいたします。

(賛成の者 挙手)

〇塚口会長 ありがとうございます。挙手多数でございます。

したがいまして、計議第281号議案は、原案どおり可決をいたします。ありが とうございました。

計 議 第 2 8 2 号 都 企 計 第 6 9 号 平成30年7月10日

京都市都市計画審議会 会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(付議)

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更(京都市決定)

都市計画道路中3・4・136号桂馬場線を3・4・136号桂寺戸線に名称を改め、次のように変更する。

	備考			
	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	幹線街路と 平面交差 2 箇所		
構造	曹	1 6 m		
	車線の数	2 車線		
	構 注	地表式		
区域	延長	約 2, 170m (市域 約 1, 040m)		
	主な経過地	向日市寺戸町七ノ坪		
位置	終点	向日市寺戸町修理式		
	起点	京都市西京区川島莚田町		
名称	路線名	桂寺戸線		
名	番号	3 · 4 · 1 3 6		
	種別	幹繚街路		

「区域は計画図表示のとおり」

田畑

ついて、向日市域の一部区間において整備済の道路を活用したルートへの変更及び名称の変更が行われたため、それに併せ 本都市計画は, 京都市西京区を起点とし, 向日市を経由して長岡京市に至る幹線道路である3・4・136号桂馬場線に て名称を変更するものである。

計 議 第 2 8 3 号 都 企 計 第 7 0 号 平成30年7月10日

京都市都市計画審議会 会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(付議)

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更(京都市決定)

都市計画道路中II・II・22号牛ケ瀬勝竜寺線を3・4・183号牛ケ瀬勝竜寺線に名称を改め、次のように変更する。

	備考		
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と 平面交差 10箇所	
構造	幅員	16 m	1 1 m
	車の数	2 車線	
	横 派式	地表式	
区域	延長	約 6,860m (市域 約 1,960m)	約1,870m
	主な経過地	向日市上植野町地田	
位置	終点	長岡京市勝竜寺二ノ坪	3・3・132 向日町上鳥羽 線との交差点
	起点	京都市西京区 牛ケ瀬堂田町	起点
名称	路線名	牛ケ瀬 勝竜寺線	ただし
	番号	3 · 4 · 1 8 3	
	種 記	 	区炤

「区域は計画図表示のとおり」

田 聞

本都市計画は,京都市西京区を起点とし,向日市を経由して長岡京市に至る幹線道路であるII・II・22号牛ケ瀬勝竜寺 線について、向日市域の一部区間において支障物件を回避するルートへの変更、幅員構成の変更及び名称の変更が行われた ため、それに併せて名称を変更するとともに、構造形式等を新たに定めるものである。 それでは、計議第282号議案及び第283号議案を議題といたします。これらの議案は、両議案とも向日市域において、都市計画道路の線形等の変更に伴い路線名称等が変更されたため、京都市域においても名称等を変更し、整合させるものです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第282号議案及び計議第283号議案につきまして、 一括して御説明いたします。

両議案とも向日市域において,都市計画道路の線形等の変更に伴い路線名称等が 変更されたため、京都市域においても名称等を変更し、整合させるものです。

両議案ともに,京都市域での変更は名称等の変更のみであり,実質的な市民への 影響はありません。

まず、計議第282号議案について御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。3・4・136号桂馬場線は,京都市西京区を起点として,向日市を経由して長岡京市に至る南北の幹線道路です。

向日市域において、整備済の道路を活用した、向日市を終点とするルートへ変更 され、これに伴い、名称を3・4・136号桂寺戸線に変更されました。

資料3-2「新旧対照表」を御覧ください。向日市域との整合を図るため、京都市域においても、名称、終点、延長等を変更します。

なお、本都市計画の変更は、都市計画法施行令第14条第1項に規定する「軽易な変更」に該当し、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、公衆の縦覧等の手続は省略しております。

次に、計議第283号議案について御説明いたします。

資料4-1を御覧ください。Ⅱ・Ⅱ・22号牛ケ瀬勝竜寺線は,京都市西京区を 起点とし,向日市を経由して長岡京市に至る南北の幹線道路です。

向日市域において,支障物件を回避するルートへ変更されるとともに,幅員が変更され,これに伴い,名称を3・4・183号牛ケ瀬勝竜寺線に変更されました。

資料4-2「新旧対照表」を御覧ください。向日市域との整合を図るため、京都市域においても、名称等を変更するとともに、定めのなかった車線数等の構造を定めます。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。本都市計画の案の作成に当たりまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、平成30年5月24日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上, 御審議のほどよろしくお願いします。

○塚口会長 それでは、計議第282号、283号、御質問ございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。特に御発言はございませんでしょうか。 御意見、御質問もないようでございますので、議決に移りたいと思います。

なお、ただいま計議282号議案と283号議案につきましては、どちらも向日 市域の都市計画道路の変更に伴う京都市域における変更でございますので、特に御 意見がなければ、一括して議決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。特 に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 それでは、一括して議決したいと思います。ただいまの計議282号 議案及び283号議案について、原案どおり承認することに御異議ございませんで しょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇塚口会長 異議なしということでございますので、原案どおり可決いたします。

計 議 第 2 8 4 号 都 企 計 第 7 1 号 平成30年7月10日

京都市都市計画審議会 会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)公園の変更について(付議)

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)公園の変更(京都市決定)

都市計画公園35号大宮公園を8・3・35号大宮公園に名称を改め、次のように変更する。

毎回	種別	名	称	位置	面積	備考
(里方)		番号	公園場名		<u></u>	1
	特殊公園	8 • 3 • 3 5	大宮公園	京都市北区大宮西脇台町	約 1.8 ha	交通 公園

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、土地の合理的な利用を図ることを目的として、本公園と北消防署の一体整備及び公園の再整備により、公園機能の向上を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

それでは次に、計議第284号議案を議題といたします。この議題は、大宮公園の変更に関する議案でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第284号議案につきまして御説明をいたします。 お手元の資料5-4「計議第284号議案説明資料」を御覧ください。

大宮交通公園は、名称を大宮公園として、昭和14年9月に当初都市計画決定され、その後、昭和37年8月に位置及び面積の変更がなされ、現在の位置に、面積約2.08~クタールの都市計画公園として変更決定されました。

その後、整備が進められ、戦後の車社会の急速な進展に伴い、交通に関する知識 や正しい交通ルールを身につけることができる施設として、大宮交通公園の名称で、 昭和44年5月5日に開園いたしました。

スライドは、大宮交通公園周辺の宅地化の進展状況を示しております。写真の赤 点線丸囲み部分を左右比較して御覧ください。

左側の昭和35年と右側の現在を比べますと宅地化が進み,世帯数は約11倍, 人口は約6倍に増加しております。これに伴い,この地域の効果的な消防・救急体 制の強化,消防活動部隊や施設の適正配置が喫緊の課題となっております。

次に、このスライドで、円の範囲は、各消防署・出張所における出動から3分程度で消防車両等が到着可能な範囲を示しております。赤色の円は、新北消防署における出動から3分程度で消防車両等が到達可能な範囲、黒点線の円は、同じく、現北消防署の範囲、緑色の円は、大徳寺消防出張所の範囲、青色の円は、紫明消防出張所の範囲でございます。

北西方向の大宮交通公園に北消防署が移転することにより,図中の黄色の重複範囲が解消し,図中赤色に着色した部分が,新たに消防車両等が出動から3分程度で到着する範囲として拡大することとなります。

このように、北区北部地域に対する消防・救急活動のバランスが優れたエリアにある大宮交通公園に、北消防署を移転することで、消防隊の再配置を含めて北部方面の対応が、効果的に実施できることとなり、公園周辺地域を含めて「防災機能」が高まることにもつながることから、大宮交通公園への移転を検討してまいりました。

次に、本市では、北消防署の移転計画を契機として、公園側でも「大宮交通公園 のあり方」を検討し始め、「京都市都市緑化審議会」で御議論いただきました。

また、この検討過程において、大宮交通公園のあり方や再整備案についてのパブ リックコメントを実施し、広く市民の皆様から御意見を伺ってまいりました。

そして、平成29年8月25日に答申をいただきました。

本市として,この京都市都市緑化審議会からいただいた答申の内容を踏まえ,公園の再整備を計画しております。

それでは、ここから、大宮交通公園の再整備について、京都市の考え方を御説明 いたします。

まず,再整備を計画するに当たって,公園が有する一般的な機能について御説明いたします。公園は,環境保全や景観形成機能があり,また,余暇活動や遊びの場といったレクリエーション機能,それらに加えて防災機能があり,延焼の遅延や防止,災害の防止や災害時の避難場所として活用され,救急救命・救護活動の拠点として,都市の防災性,安全性を確保する役割を担っております。

ここからは,具体の再整備計画の説明をいたします。スライドは,ゾーニングイメージを表しております。

大宮交通公園の北東部にあります赤丸部分の「防災機能強化ゾーン」に設置を計画している消防署については、まさに救急救命・救護活動の災害対応拠点となります。公園と消防署を一体的に整備することにより、消防署の持つ災害対応能力を速やかに公園の避難者などに対して発揮することができ、また、建物による延焼遮断効果も見込まれることから、都市公園の持つ防災機能が大きく高まるものと考えております。

次に、災害時における公園と北消防署の一体的な防災機能を御説明いたします。 こちらの図は、大宮交通公園の北東角を拡大したもので、図中の赤色の一点破線 の範囲が消防署の敷地を示しております。今回の北消防署整備により、図中赤枠の 丸5に示すとおり、消防署内に備蓄倉庫や水災害などに対応する器具庫を設置いた します。また、大きな災害の発生時には、広域避難場所である公園への避難者に対 する支援や、応急救護活動を行うほか、消防署建物を活用した避難者の一時的な保 護を行います。

具体的な施設としては,図中の緑色の枠で示す①の避難者が利用できるトイレや,③の一時的な待機場所にも活用できる講堂などが挙げられます。その他,情報ディスプレイ等を活用した情報伝達や,災害の規模に応じて,エアーテントを使用した応急救護所の設置,他の都市からの応援も含めた,消防部隊の活動拠点としての活用も想定しております。

以上のように、公園と消防署を一体的に整備することによって、大宮交通公園が 持つ「防災機能」は大きく向上するものと考えております。

次に、北消防署では、「開かれた消防署」を目指しており、公園と消防署が日常的にも一体化することを検討し、子供に人気の消防訓練や消防車の見学が可能な施設配置、そして、防災教育などを通じて、現在の大宮交通公園には無かった、新たな楽しさ、学びを生み出す拠点施設となるよう、計画しております。

また,新たに加わる北消防署のエリアと公園のエリアの行き来をしやすくすることで本公園の持つ,様々な魅力を回遊して楽しめるよう,回遊性を高める計画をしております。

続きまして、このスライドは北消防署のイメージ平面図でございます。図中の赤い点線部分を御覧ください。こちらには、「こもれびデッキ」や「こもれびステージ」を整備し、消防署敷地内でありながら、公園の来園者が日常的に憩いの場として活用することで、公園との一体化や回遊性に配慮しております。

また,消防車両の駐車スペースを南側に向けて設けることで公園側から車両が見 えるように配慮するとともに,「見学デッキ」を設けております。

この「見学デッキ」では、その他、防災教育も行う予定で、新たな機能も加わります。

次に、図中の青い点線部分を御覧ください。公園側にも出入口を設け、公園側からも消防署内に入れるよう、公園との相互利用を図る計画としております。

また,消防署の北面にみどりのプロムナードを設け,みどり豊かな大宮交通公園 との連続性を確保するなど,積極的に緑を取り入れて「森の消防署」をコンセプト とした,新しい北消防署を計画しております。 続きまして、こちらは北消防署のイメージ断面図でございますが、本日、席上に配付させていただきました資料 5-4 「284 号議案説明資料 追加スライド 9-2」もあわせて御覧ください。

まず、上段にございます東西イメージ断面図の中にある赤い点線部分を御覧ください。公園と消防署の高低差を利用し、「こもれびデッキ」の下を講堂とすることで、公園との一体性や回遊性を持たせた計画としております。

次に、下段にあります南北イメージ断面図の青い点線部分を御覧ください。

こちらも公園と消防署の高低差を利用して,備蓄倉庫の設置と安全に公園から見 学できるスペースを確保する計画としております。

こちらは, 公園側から見た北消防署のイメージパースでございます。

公園のみどりと建物をつなぎ,連続した景観を確保するため,植栽の配置や壁面 の緑化を行う計画としております。

続きまして,大宮交通公園の中心的な役割を担う「交通学習ゾーン」について御 説明いたします。

公園整備当時の車社会の進展に伴う交通問題から自転車の交通問題へと社会の 状況が変化している現在において、自転車の安全教育を中心に、また、環境に配慮 した乗り物等も使って、現在の交通問題に沿った交通学習が体験できる施設として 「サイクルセンター」の整備を計画しております。

次に交通学習が体験できる施設のイメージ写真でございます。当該施設においては、親子、そして孫まで、3世代で自転車のルール・マナーを楽しく学べる自転車安全教室や、環境に配慮した乗り物等を使った交通学習体験、各種イベント等を実施する計画をしております。

次に,京都市都市緑化審議会からいただいた答申に示されている本公園の「交通 学習ゾーン」の再整備の方向性を抜粋しておりますので,御覧ください。

画面の中ほど,下線部を御覧ください。

「交通学習ゾーン」では、自転車の交通ルールや自転車の運転に潜んでいる危険を学べる施設と併せて、環境に配慮した乗り物等を提供できる施設を目指しており、また、整備の方向性として、「現在の交通問題に沿った、自転車の安全教育を中心

とした、新たな交通学習施設として整備」することとされております。

これまで御説明いたしました「交通学習ゾーン」の再整備内容につきましては、 こちらの再整備の方向性に基づき、計画をしております。

次に、「すこやかゾーン」や「御土居ゾーン」では、現在の大宮交通公園の良さを生かすため、住民の皆様に親しまれている貴重な緑のうるおい空間を生かし、子どもたちが楽しく遊べる施設などの整備や歴史的な価値のある御土居を知ってもらうよう、工夫をするなど、憩い、楽しさ、歴史を感じられる空間をつくることで、公園の魅力を高める取組みを進めてまいります。

次に、「都市計画を変更する理由」について御説明いたします。

今回の公園と消防署との一体的な整備,そして,公園自体の再整備に伴い,1点目として,大宮交通公園の広域避難場所としての機能向上,そして,周辺地域への効果的な消防活動の実施によって,大宮交通公園だけでなく,周辺地域の防災機能が向上することとなります。

次に、2点目として、自転車の安全教育を中心とした交通学習施設の整備をすること、また、環境や防災教育など、現在の社会状況に応じた、新たな学習機能を持つ公園となり、さらに子どもたちが消防訓練等の見学や楽しく遊べて学べる施設を整備することにより、交通学習機能やレクリエーション機能も格段に向上することとなります。

以上より、本公園の再整備によって総合的に都市の機能が高まり、地域の安心・安全で快適なくらしに大きく貢献するため、大宮交通公園の都市計画を変更するものでございます。

次に、「都市計画公園の変更の内容」について、御説明いたします。まず、計画 書の表を御覧ください。

今回の変更箇所を赤文字で示しております。過去の都市計画決定時において大宮 公園には種別が決定されていなかったため、種別を特殊公園とし、番号は都市計画 運用指針に基づき、公園の区分及び規模により、35号から8・3・35号といた しました。また、面積は、約2.08ヘクタールから約1.8ヘクタールへ、変更と なります。なお、備考欄には交通公園を追記しております。 大宮公園の区域については、計画図のとおり、薄い灰色部分に変更となります。 計議第284号議案の説明は、以上でございます。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。

本都市計画の案の作成に当たりまして、都市計画法17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、平成30年6月18日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が429通ございました。

お手元の資料5-3「計議第284号議案参考資料2」の1ページを御覧ください。

はじめに、意見書429通のうち、パソコンで作成された同一様式のもので、同じ意見の内容が記載された文書に住所氏名の記載と一言を添えた意見書が347通ございました。

なお、後ほど御説明いたします、下の集計表の意見件数欄に、括弧書きの数字が ございますが、同一様式のもので同じ意見の内容が記載されている意見書の数を示 しておりますので、補足させていただきます。

次に,「都市計画の案に対する意見種別の集計表」を御覧ください。

今回の都市計画の案に対する御意見のうち、北消防署の移転計画について、賛成の御意見として、「交通公園への消防署の移転計画は非常に先進的で防災対策に期待できる」、「大宮交通公園に消防署を移動するのは合理的である」などといった内容があり、また、反対の御意見として、「住宅街に消防署を持ってこないでほしい」、「移転計画に反対、撤回してほしい」などといった内容がございました。

2ページを御覧ください。周辺の住環境や交通状況については、「周辺の住環境に影響を及ぼし、景観が損なわれる」、「隣接する船岡東通は片側一車線の道路で狭い」などといった反対の御意見がありました。

次に、防災機能強化について、主な賛成の御意見として「広域避難場所に消防署を作るのは防災力が強化できる」、「大阪での地震もあり、防災機能を高めることは重要」などといった内容がありました。

3ページを御覧ください。主な反対の御意見として「広域避難場所が減るのに防 災機能は強化されない」といった内容がございました。 その他,北消防署の「現位置での建替え」への御意見や「消防署は他の場所でよい」といった御意見もありました。

続きまして、4ページを御覧ください。資料中ごろにあります大宮交通公園の再整備について、主な賛成の御意見として、「全国的にも例がない取り組みである。 京都の自慢の場所になるよう期待している」、「公園の再整備によって、時代にあった公園になるよう期待する」といった御意見がございました。

また、5ページを御覧ください。主な反対意見として、「公園の面積を減らすことに反対」、「コースを縮小しないでゴーカートを存続させ、公園全体を整備・充実させてほしい」などといった御意見がありました。

続きまして、6ページを御覧ください。都市公園法についての御意見として、「公園の面積を減らすことは、法律違反ではないのか」といった内容がございました。 続きまして、7ページを御覧ください。ゴーカートについて、主な賛成の御意見 として、「子どもたちが楽しめる、環境に優しい乗り物の整備を期待」、「これを 機会にガソリンを使うゴーカートは廃止して、環境によい自転車にすべき」などと いった内容がありました。

また,主な反対の御意見として,「ゴーカートがないと魅力のない公園になる」, 「ゴーカートの規模が大幅に減少することになり,交通公園の意義を失う」などと いった内容がございました。

続きまして、8ページを御覧ください。公園の環境について、主な賛成の御意見として「消防車が見られる公園は魅力的」、また、主な反対の御意見として「子どもたちの遊ぶ権利を奪うな」、「公園面積の減少は、良好な都市環境の保全と地球温暖化防止に逆行している」などといった内容がございました。

次に、9ページを御覧ください。まちづくりに関する主な御意見といたしましては、「公園と消防署の相乗効果で災害に強いまちづくりをお願いしたい」といった内容がございました。

最後に、席上に配付させていただきました資料 5-3 「284 号議案参考資料 2 1 0 ページの差替え版」を御覧ください。

住所,氏名両方の記載がないもの,もしくは受付期間を過ぎて提出されたものの

提出が11通ございました。参考意見としてまとめておりますので、御覧ください。 以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○塚口会長 ありがとうございました。計議第284号議案につきまして,ご意見, 御質問ございませんか。小林委員, どうぞ。

○小林委員 まず、この公園の再整備ということと、消防の移転というものがありますが、消防移転についても随分とこれは反対意見など出ておりました。しかし、この現在の北消防署は、昭和33年にできたものであり、老朽化もしておりますし、当時はあの北山通りは、12間道路というような言い方をして、まだ十分に松ヶ崎の方まで整備ができていなかったと思います。

そんな中で,周りの住宅が非常に少ない環境であった中であの消防署ができました。しかし、今はもう住宅が本当に建て込んでおりますし、それから北区の住宅領域地域がどんどん柊野のほうまで区画整理などできまして、昔は北大路は相当の市電も走っておりましたし、北側でしたら今言う12間道路が北山通りになり、さらに御薗橋、志久呂橋と、北のほうへ住宅地が延びておりますことから考えますと、あの場所への移転は非常に妥当であるということを確信いたします。

反対意見の中に、ほかの場所にというようなことがありましたが、消防当局を中心に随分と探してなかなかいい適当な場所がなく、苦慮されたことも聞いておりますから、当然あの場所でいいと思っております。

しかし、全体構想としては賛成なんですが、子どもたちが楽しみにしているゴーカート、本当に人気が高くて、個人的なことになりますけど、4人の孫なども京都に帰ってきますと、必ず大宮交通公園に連れていってくれということを言いますし、ゴーカートのほうも今台数が随分減りました。部品を継ぎはぎ、継ぎはぎで使いながら維持をされているようなことも聞いておりますけれども、今現在のああいう古い型のゴーカートじゃなくて、当然新たな電気で動くようなものもありますでしょうし、何とかこのゴーカートだけは維持をしてやってほしい、子どもの楽しみであります。

それから,自転車教室については,ここでやってもいいですが,個人的な意見と しては,警察の方はいつも言っておられます。各小学校でどんどんと注文があれば 出ていきますよと言っておられますね。

ですから、この移転については、全体構想は僕は賛成です。しかし、その辺のところは、子どもたちの楽しみを奪わないでほしいし、自転車教室も当然やられるのもこれから大事ですし、当然今もう自転車は走る凶器と言われるぐらいで、京都市も自転車の保険の義務化がなされるような時代ですから、当然大事ですけれども、これもちょっと工夫をしていただいたらどうかなと。

申されるのは当然、歴史的な意義を子どもたちにも知らせる、当然ですし、その 辺の全体のところで、私どものところへもこの全体計画に反対をしてくださいとい う運動をされている方が来られましたけれども、私は今のような趣旨のことは、反 対されている方もお会いをしたいと言って来られましたけれども、全体には、私が 今言いましたような、こういう意見を持っておりますのでと言いました。

まだまだ問題はあると、細部については、もう少し詰めていただきたいと思いますけれども、ちょっと私の個人的な意見を申し上げておきます。

- **〇塚口会長** ありがとうございました。事務局から、どうぞお答えください。
- **○事務局** 今ゴーカートについてぜひ残してほしいと委員のほうから御指摘いただきました。ありがとうございます。

私ども京都市といたしましては、ゴーカートにつきましては、京都市都市緑化審議会での議論などを踏まえまして、現行のガソリンエンジンのゴーカートにつきましては、存続というのは難しいかなというふうに考えております。

ただ、交通公園でございますので、交通学習をするとともに、当然レクリエーション機能と申しますか、子どもたちに楽しみも与えていくという機能でございますので、それに代わります、例えば未来の交通システムであったりとか、自動運転の体験であったりとか、そういった楽しみを与えられるような、レクリエーション機能の楽しみを与えられる機能を公園の中につくっていきながら、新しい公園を整備していきたいというふうに考えてございます。

○塚口会長 今事務局から都市緑化審議会という名称が出てまいりましたが、中嶋委員さんは、確かこの都市緑化審議会の委員でもあられるとお聞きしております。何か補足で御説明いただくことはございますでしょうか。

○中嶋委員 はい、今小林委員がおっしゃったように、交通公園としての機能というのは、さらに強化する形で案を提出していただきたいことを答申で言っております。

あともう一つは、やはりせっかく消防署が来るということですので、消防署と公園の一体的な利用ということを強く要望しておりました。

今回補足の資料にもございましたように、従来の消防署にはないような、非常に 充実した一体的な設計を現在のところはしていただいているように見えますので、 この辺は大いに期待しておりますので、ぜひ実現していただきたいというふうに思 っております。以上です。

- **〇塚口会長** ありがとうございます。ほかに御発言,どうぞ,西野委員。
- ○西野委員 今回都市計画を変更して公園の一部を廃止をするというふうな,その変更の内容が提案されているんですが,都市公園法の第16条にみだりに都市公園の区域の全部,または一部について都市公園を廃止してはならないというふうに書かれているわけですけれども、今回のように変更して、一部を廃止をするという、そういうものがこれまであったのかどうか,あればどこにあったのかというのをまずお聞きしたいんですが。
- ○塚口会長 事務局, お願いします。
- ○事務局 都市計画公園の廃止事例ですけれども、本市においては、過去に3例、例えば都市公園を廃止して保育所、あるいはホテルを設置したもの、それから京都 迎賓館ということで教育文化施設にかえたもの、こういったことが過去に3例ございます。

あと、全国的に目を展開すれば、政令市において平成27年度の調査で、過去に 10例ございまして、小学校、警察を設置したりとか、あるいは道路の整備とかそ ういった形で行ったものが政令市で過去に10例ございます。以上です。

- 〇塚口会長 西野委員,どうぞ。
- ○西野委員 わかりました。それと、今も御説明がありましたけれども、そのスライドの中で防災機能が高まるというふうなことだとか、広域避難場所としての機能が向上するというふうないろんな御説明があったんですけれども、その機能が高ま

るということの中身なんですけれどもね,例えばスライドの9ページのところにも,公園から自由に消防署に出入りできるという,アプローチを広くするというふうなことも書かれているんですけれども,そういったことが本当に消防署の機能として大丈夫なのかなという点だとか,また消防署の中のトイレを使えるだとか,また講堂を避難場所として使えるというふうな御説明もあったんですけれども,何人ぐらいここに,例えば講堂ね,ここに何人ぐらいの方が収容できるのかというふうなこと,その具体的な中身をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。まず、そこをお聞きしたいんですが。

- ○塚口会長 事務局、お答えください。お願いします。
- ○事務局 消防局でございます。まず、消防署のトイレ、講堂を使うことによって 消防機能が維持できるのかという御質問でございますけれども、こちらのほうにつ きましては、さきの大阪府北部地震におきましても、やはり災害が発生した場合、 地域の方が数名駆けつけられるといった例もございます。当然、阪神淡路大震災級 の地震があれば、そういった事態に応じるということでございます。

今回の件につきましては、私どもの消防署のトイレ、そういったものにつきましても、広域避難場所で当然必要となってくるものでございますので、そこで共有できるものにつきましては、市民の方にお使いいただくということで、西側のアプローチ、その入り口も計画をさせていただいているところでございます。

二つ目の講堂の収用スペースでございますけれども、現在の段階では、170平 米を予定しておりますので、必要の際には、100名程度の市民の方は一時避難を していただくことができると考えております。以上でございます。

- 〇塚口会長 西野委員,どうぞ。
- ○西野委員 災害時にトイレを使うというようなことは,特にこの北消防署の移転計画で,特にここだけに特徴があるというわけではなしに,今ある現在京都市内に各署あります消防署でもそういったときには使える状況があるということですよね。それと同時に,ここでもそういうふうに使えるようにするということを確認させていただきたいんですが。
- ○塚口会長 事務局,お願いします。

○事務局 はい,これは常設の消防署内のトイレでございまして,また災害用トイレ,こちらにつきましても,別途計画しておりますけれども,消防職員だけが使うというような環境ではございませんので,避難をされてきた方についても使っていただける,そういう形で出入り口を近くにつくったと,そういう計画でございます。以上です。

○塚口会長 西野委員, どうぞ。

○西野委員 ほかの消防署でも同じように使えるということだと思うんですが、それと今と同じページのところで、南の方から緊急車両が出入りするというふうなことで、その近辺で周辺の住民の皆さんが公園に避難をされるというふうなことになるんじゃないかと思うんですけれども、これが果たして本当に安全なのかなと、そこのところ、私ちょっと緊急車両というのは、災害時にフル回転されると思うんですよ。出入りも激しくなるんじゃないかと思うんですけれども、そこに周辺住民の皆さんが避難をしてこられるということで、安全性の確保ができるのかどうか、その辺をちょっと確認したいんですが。

○塚口会長 事務局, お答えください。

○事務局 消防署の消防車両の出入りするスペースですね、それとあと住民の方が避難をされるスペース、資料の中では見学デッキというふうに書かれているあたりでございますけれども、そちらのほうにつきましては、高低差が1.6 mありまして、その落下防止のための柵をするということでございまして、その部分につきましては、消防車の出入りするスペースと市民の方がおられるスペース、その部分というのは、区分けをされておりますので、安全であると認識しております。以上でございます。

〇塚口会長 西野委員,どうぞ。

○西野委員 緊急時というのは、何が起こるかわからないわけで、確保されている とおっしゃるけれども、やっぱり近くで住民の皆さんがワーッと避難されてくると いうことを私想定しますとね、かなり無理な状況があるんじゃないかなと私は心配 をしております。

それと同時に, 大宮交通公園のこの一角に消防署を持ってくるという, その動か

しがたい理由というのが、ほかに見つからないからということでは、ここでなければならないという理由にはならないんじゃないかなと私は思っているわけです。

そういった点では、やはり今回見直す必要も一方ではあるんじゃないか、北消防 署の老朽化に伴うその移転先だとか改築計画、そういったことはやっぱり必要では あるけれども、なぜ大宮交通公園でなければならないのか、もっと探す余地はなか ったのかということをもう一度しっかり再点検していただきたいなというふうに 思っております。

それとこの計画の中で、先ほども少しありましたけれども、緑化審議会の中で検討されて方向性が出たということなんですけれども、この総括の中にあります時代に即した交通学習施設の整備や遊びながら学べる施設を望まれている意見が大多数を占めると、ガソリンエンジンのゴーカートよりも、現在の交通問題に沿った新たな交通学習施設が期待されているというふうに書かれているんですけれども、さっきも出ていました御意見、いろいろずっと見たんですけれども、ガソリンエンジンのゴーカートを残してほしいという、そのガソリンエンジンということで記載されている意見というのがなかったと思うんですけれども、なぜガソリンエンジンというふうなことで、このゴーカートを残す、残さないということよりも、そのガソリンに特化しているということ自体が私、なぜこういう総括になったのかなということで、ちょっと疑問に思ったわけですが。

御意見を見ていますと、ガソリンエンジンというよりもゴーカート、子供たちが楽しめるゴーカート、先ほども小林委員からもありましたけれども、それを残してほしいという御意見が多数かなというふうに私は思ったんですけれども、このガソリンエンジンということが出てきた背景というのは何なんでしょうか。

それともう一つは、将来環境に配慮した未来の乗り物ということで、写真も出ているわけですけれども、この写真でもう一つよくわからないですけれども、例えば今あるゴーカートの電動式のものというふうに考えていいのかどうか、その辺もあわせて御答弁お願いします。

- ○塚口会長 事務局,お願いいたします。
- ○事務局 御説明させていただきます。現行のガソリンエンジンのゴーカートとい

うことですけれども,私ども都市緑化審議会の議論の中で,公園の再整備のことを 考えさせていただく中で,当然今後の交通学習についてということでもお話させて いただきました。

その中で、パブリックコメントを実施させていただきまして、市民の皆様からの 御意見をいただいたところでございます。その中で、環境に優しい乗り物というも のが最近出てきている中で、現行のガソリンエンジンというよりも新しい未来の交 通学習ができるものということで、現行のガソリンエンジンについては、改めてい くべきという御意見があったところでございます。

それと、あと1点言っていただきました、未来の乗り物につきましてなんですけれども、先ほどのパワーポイントの中で写真がございました。ああいったもの、確かに一例として挙げさせていただいておるんですけれども、先ほど申し上げましたように、未来の交通システムということで私ども考えてございます。いろいろ当然ありますけれども、中には現行のゴーカート、例えばソーラーカーのようになったものであったりとか、そういったものも例としてはあろうかと思いますけれども、現時点でこういうものにするというような確定的なものは、今のところ私どもとしては持っておりません。

今後民間事業者のほうからの提案をいただく中で,先ほど申しましたレクリエーション的な乗り物と申しますか,そういった機能も求めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

- **○塚口会長** ちょっとお待ちください、先ほど西野委員さん、二つ大きく分けて質問されたと思うんですけれども、移転先のことについてのお答え、この場合、どうぞお願いします。
- ○事務局 今回の北消防署の移転理由でございますけれども、私どもにおきましては、広く範囲を定めまして、必要な規模の敷地を有する13の箇所の候補地におきまして、可能性を含めて検討してまいりました。

その結果、本公園につきましては、北区の消防活動にとりまして、かつ左京区を はじめといたします、他の行政区への応援が可能な適正な位置にあるということで ございまして、円滑に消防車両が通行できる道路にも面しておりますことから、最 適な候補地であると判断をさせていただいたところでございまして,また災害時におきましても,公園があります関係で,避難者への支援に寄与する機能が図られている,また情報伝達,それを適切に避難されてきた方に提供することができるということでございまして,最適な候補地であるという判断をさせていただいたところでございます。以上でございます。

- ○塚口会長 ありがとうございます。どうぞ。
- ○西野委員 今御答弁いただいたんですけれども、なぜここでなければならないのかということの御答弁にはならなかったんじゃないかと、ほかにもまだ探す余地がなかったのかというところは、私まだちょっと疑問を持っております。

それと、このゴーカートについても、これから事業者のほうに提案をされるわけですけれども、その提案する仕様書の中に、京都市としての考え方をやっぱり入れられると思うんですよ。だから、例えば今あるゴーカートの電気版だとか、そういうふうな具体的な仕様を提案していただくという部分も必要なんじゃないかなと。今あるゴーカートを子どもさんたちは楽しみにしておられるのでね、自動運転で乗りたいという子どもさんがどれだけおられるのかなというのは、私はちょっと疑問に思っているんですけれども、そういった形で京都市が責任を持ってこういうふうな公園にしたいんだという、その将来構想をしっかりと示していただいて事業者に提案してもらうというふうなことにしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、やっぱり自転車のことなんですけれどもね、ここの場所は交通の便もそんなにいい、便利のいい場所でもないので、やっぱり車で行かざるを得ないところだというふうに私は思っているんですけれどもね、そういったところにわざわざ自転車を乗りにここまで来られる方がどれぐらいおられるのかなというふうに思いますし、先ほども御意見の中にありましたが、近くの小学校で警察が来ていただいて、訓練というか練習をしてもらって交通のマナーを学んでいただくということが一番身近でやりやすいのではないかなというふうに思いますので、そういった自転車マナーを学ぶということよりも、子どもさんたちが望んでおられるこのゴーカートをもっともっと乗りやすくするということが必要だというふうに思っておりま

す。

それと、市民意見についてなんですけれども、429通というふうに書かれていますが、その中でおおむね賛成だ、反対だというふうな意見に分けられるんじゃないかなと、御説明の中でも代表的なこと言っていただきましたけれども、数としてはどういう分布というか、どういう中身になっているのか、お答えいただきたいと思います。

- ○塚口会長 事務局、お答えください。
- ○事務局 意見書の総数は、429通ございまして、その内容的に賛成、もしくはおおむね肯定的な意見としては71通、それから反対、もしくはおおむね否定的な意見としては358通ございました。以上です。
- ○塚口会長 どうぞ。
- ○西野委員 今御説明ありましたように、おおむね賛成が71通で、おおむね反対 が358通ということになれば、ほとんどが反対意見だったということがあるとい うふうに思います。せっかく市民意見を募集されたのですから、この市民意見を重 視して、やっぱり市民の皆さんの意見を参考にしてしっかりと進めていくというこ とになれば、今回の計画を押し通すということについては、ちょっと無理があるん じゃないかなというふうに私は思います。

公園面積の削減という点についても、今京都市は緑の計画もありますけれども、 そこに1人当たりの公園面積の目標があっても、そこになかなかたどり着いていない状況があるのに、さらに減らすということについても、私やっぱり疑問に思っておりますので、今回のこのパブコメの意見をしっかり尊重していただいて、今回の計画、やっぱり見直す必要があるんじゃないかということを申し上げて終わります。

- ○塚口会長 ありがとうございます。小林委員, どうぞ。
- ○小林委員 賛成七十何ぼで反対が三百,同じような文書で,同じものが組織票で来ているんじゃないかなと思いますよ,はっきり言って。プロ野球のオールスターでもそうでしょう。かつて実力もないのに人気だけが先行した組織票でバサッと入って,監督自らが,ちょっと余談になりますけど,まだオールスターに出るにはふさわしくないといったような例もありましたよ。

ですからね、よく文章を一通一通ほんとに手書きでしているのか、ワープロであっても文章が違うのか、その辺もよく精査しないとね、数だけでそれは言えませんよ。

これはもう全体が非常にいい計画です、はっきり言って。僕はただ自転車教室の ことゴーカートのことは言いましたけど、それも新たな業者にいろんな提案をさせ て子供たちが喜ぶような現代的なものを取り入れていただければいいのであって、 そのように思いますので、意見を申し述べます。

○塚口会長 事務局, どうぞお答えください。

○事務局 今の小林委員の発言に対しまして、若干補足いたします。意見書につきましては429通ございまして、冒頭にありましたとおり、印刷物等同一の内容が記載されている意見書がそのうち347通ございました。そのうち賛成もしくはおおむね肯定的な意見というのが71通ございまして、この中で、そういった同一の印刷物等が6通、それから反対意見につきましては、358通あったんですけれども、こういった同一の印刷物等の意見がそのうち341通ございました。

あと、若干補足させていただきますけれども、確かにこの意見書については、反対が目立っておりますけれども、例えばこれまで消防局のほうで地元の自治会の総会などで消防署の移転の説明等都合 2 1 回行っていただいておりまして、出席者延べ1、2 0 0 人に及ぶ人が参加いただいておりますけれども、特に反対の意見は出ませんでした。

あと昨年度,建設局のほうで大宮交通公園の整備に関するパブコメを行っていただきまして,その中で709通意見がございまして,賛成意見,おおむね賛成の意見が579件,76%ございました。以上でございます。

〇塚口会長 ありがとうございました。賛成、反対の御意見両方承ったわけでございますけれども、ほかに何か御発言、どうぞ。

〇宮川委員 ちょっと大宮交通公園の都市計画変更について,ちょっと御意見を述べさせていただきます。

まず,今の大宮交通公園が開園してからもう50年近くたったということですので,その間に社会経済情勢というのは非常に大きく変わっているかと思います。そ

れに伴いまして, 市民の方々のニーズであるとか, 行政に対する需要というのも大きく変わっていると思います。

先ほど事務局から御説明がありましたように、世帯数が10倍以上になっているとかですね、その地域が大きく変わっている中で、今回効果的な消防救急体制の強化をこの地域で喫緊に図る必要があるという行政需要があって、今回こういう案が出てきたと思うんですけれども、みだりに公園を廃止しようとか、縮小しろとは言いませんが、もちろん考え方としては京都市全体の公園面積を減らさないように努力をしつつ、今回のような場合には、やむなくその場所的にも公園の一部が消防署の場所として適当という判断になって、こういう都市計画変更をされるということなので、こういう都市計画変更は、十分あり得るものと考えております。

今の時代,新たに用地買収をかけて広い土地を確保するというのは,なかなか難 しいところもありますので,たまたま今ある公園を有効に活用するという視点も, これからは必要になってくるのではないかと思います。以上です。

- ○塚口会長 ありがとうございました。隠塚委員, どうぞ。
- **○隠塚委員** 基本的に、考え方については理解をしております。大体、小林委員に 近いところにいると思っていただいたら結構だと思います。

その上で、やはりレクリエーション、そのゴーカートのことについては、レクリエーションの話もございました。私も平日行かせていただいたときに、小さなお子さんを連れて来られている方もいらっしゃいまして、やはり安心して安価に遊べる場所という役割も担っていることは間違いないなと思っております。

ですから、そういうところで自ら結果的には交通ルールについても学べるような 状況ということは、このレクリエーションのあり方の中で、やはり考えていただい て、どのように実現するかということを具体的に考えていただかなければ、なかな かやはり全体的にはわかっても、一つのことにおいて理解ができないという人たち ができてしまうんじゃないかなというふうに思っていまして、そこについては、ぜ ひ前向きに検討いただきたいなと思っております。

その上で、今回の資料の中にもあるんですが、交通学習体験施設、サイクルセンターということで、これまでからゴーカートのエリアを使って自転車の交通ルール

を学ぶ機会だということで発言があったと思っているんですが,改めて施設という 表現があると,そこにそういったものが何かできるんじゃないかなというふうに思 っております。

今回, 1.8~クタールに減るという状況の中で, どれぐらいの建物が施設管理の建物も含めて建設が可能で, 現状としてこうした学習体験施設としては, どれぐらいの規模のものを想定されているのか, これについてお考えがあるのであれば, お聞かせいただきたいと思います。

○塚口会長 事務局、いかがでしょうか。お答えいただけますでしょうか、どうぞお願いします。

〇事務局 今委員のほうから御質問いただきましたサイクルセンターという,今後できる施設の規模というところでございます。まず、規模に関しましては、この施設,この施設というか、大宮交通公園は、公園になってまいりますので、公園の中で建てられる面積というのは、通常の土地と違いまして、公園での建蔽率というのがございますので、一定のしばりがかかってまいります。

その中で申しますと、1.8~クタールの公園になるということですので、建蔽率といたしましては4%となってまいります。そこが上限となってくるんですけれども、その中で現状の用途地域などの指定もございますので、そういったものを加味した中で必要な施設が出てくると、事業者のほうから提案されることになってまいるということで考えております。

今現状では、大きさといたしまして、具体的に私どものほうでこれだけのものというのを持っているわけではございませんが、そういった規制の中で出来上がって くるものというふうに考えてございます。

〇塚口会長 隠塚委員, どうぞ。

○隠塚委員 現在の東側にある管理棟ですけれども、あれが今どれぐらいの規模があって、そして規模としてどの程度のものがこの1.8~クタールの公園についても必要というふうに考えておられるのか。そこから算出すると、結果的には、最大どれぐらいの規模のものが建つ可能性があるかというのがわかると思うんですが、これについての考えをお聞かせください。

- ○塚口会長 事務局、お答えいただけますでしょうか。はい、どうぞ。
- ○事務局 現状、今建っております大宮交通公園の管理施設につきましては、敷地面積で言いまして300平米のものでございます。それが2階建てになっておりますので、おおむね600から700平米ぐらいの建物になってまいります。

大宮交通公園の中で、今後自転車教育をやっていくといった場合も、当然少なくとも同じ程度の施設の規模にはなってくるかと思いますし、先ほど申しましたように、今後は提案の中でということになりますけれども、そういった施設も当然必要になるというふうに考えてございます。

- ○塚口会長 隠塚委員,どうぞ。
- ○隠塚委員 わかりました。そういったこともいろいろ途中御報告いただきながら 進めていただきたいなというふうに思いますし、先ほどの未来の乗り物というのが、 そういう施設の中で、ちょこっと回るだけだと、やっぱりレクリエーション的なも のとしてなかなか理解されないんじゃないかなと思います。

ですから、その立地の場所についても、一定の規模、公園としても有効性、今現状行かれると、周辺でいろんな方々が昼時だったらお弁当を食べておられる、そしてその真ん中で子どもたちがそのゴーカートに乗って楽しめる、こういった空間的な使い方というのができるだけちゃんと残せる状況も含めておつくりいただくことが、このレクリエーション機能を残したいというところにつながるのではないかなというふうに思いますので、今の建物規模についても、何でもかんでも中に入れてしまうということになってしまうと、この規模いっぱいのをつくるべきか、公園の中での空間がしばられることにもなりかねないので、そこについては、改めて御配慮いただきたいというふうに思います。

ただ全体として,今の消防署をこうしたところに移さなければいけないということについては,一定理解するという立場ではあります。ですから,繰り返しになりますけれども,その中で多くの皆さんが理解できるような形での計画を今後ともしっかりと進めていただきたいということを改めて申し上げて終わります。

○塚口会長 ありがとうございました。御意見を承ったという形で受けとめさせて いただきたいと思います。 ○川崎委員 ただいまの隠塚委員の御意見、非常に重要だと思ってお聞きしておりました。そもそもこの交通公園の目的というのは、子どもたちに交通を教えて教育するということと、それから公園としての機能があって、お年寄りの方まで含めて市民の方が憩う場所であるという、その二つがあると思うんですが、そのときに交通というものが何かというと、塚口先生が御専門なので、こちらは専門ではないんですが、交通というのは、人と人との交流であったり、人と環境の交流であったり、まちとの交流であったり、それが移動したり滞留したりする中で回って、この公園そのものが交通というのは、都市の縮図みたいなもので、ミニチュアモデルみたいなものだと思うんですけれども、そのときに、そういうことを理解するということになったときに、現在はどういう交通の問題があるかというと、結構やはり皆さん若い人も、例えば大学生は車を持ちませんし、自転車もいろんな種類が出てきているわけですね。

そういう交通手段そのものがいろいろ多様な時代になってきて,ダイバーシティ,多様性ということによって,交通もその多様性の中に入ってきている。そのときに動力つきの車だけに頼ってしまって,それが高度成長期にはそういうことだったんでしょうけれども,自転車でも電動つきがあったり,それからストライダーみたいなものがあったり,それから足こぎゴーカートみたいなものがあったり,いろんな多様なものがあるわけです。

日本の中でもそうですし、先ほど未来型のやつもそうですけど、世界の車両構造なんかですと、東南アジアなんかでよくトゥクトゥクとか自転車とか、そういうものを持ってきたりとかいうふうにして、世界の中で多様が広がっていて、そのものをできるだけ集めて、交通手段だとかそういうものを見る博物館というか、美術館的な多様構造みたいなのがステージのところでできてればいいなと。

そのうちの一角の中に、大きな消防署の自動車も動態的に動くような自動車を見ながら皆さんがゆっくり憩えたり、活動する場所が使えたらいい。決してこの交通、京都だけに絞ったことじゃなくて、全国の交通公園もホームページなんかずらっと見ていただいたらわかると思うんですけれども、そういう交通手段が非常に多様になってきて、しかも真ん中にアスファルト舗道やゴーカートだけを置いておくとい

うより、だんだんリニューアルして端っこのほうに一部置いてあったりして、むしろ緑でイベント活動とか教育活動ができるような、ゆとりのある緑のある空間を中心部分に持っていくとかですね、そういうふうにだんだん今の方向性も変わってきているわけです。

そういう潮流の中で、京都はどうするのかということで、緑化審議会のほうも、恐らく緑を減らすのではなくて、むしろこの変更によって緑を増やす方向へ持っていくとか、人がゆっくり滞留できる場所を公園としての機能を増やしていくと、そういう方向に変えないといけない。老築化して今も見ると、市電なんかもあったりするので、京都の近代化を支えた交通手段から未来型の手段まで含めて博物館的なイメージを持たせる。

老築化しているので、ゴーカートだけが今残っているので、ゴーカートを潰すということ、私も京都の生まれでずっと育ってきたので、あそこで子どもたち、本当に思い出がいっぱいあるんですけれども、より楽しい、よりエンターテインメントとしても楽しく、それから教育としても充実するようなもの、全体構想をつくっていくことが大事なのではないかと思います。

- ○塚口会長 ありがとうございました。まだございますか,どうぞ。
- ○菅谷委員 ちょっと話を戻してしまって恐縮なんですけれども,今回の議案というのがこの大きな交通公園の北東角のこの黄色で囲われている部分を都市計画を変更して,消防署へ移転しようという方針に基づいているので,その点をちょっと深掘りさせていただきたいんですけれども,先ほどパワーポイントにもあった都市緑化審議会のあり方検討部会を1回目から参加しているんですけれども,あの部会に関しては,消防署が北東角に移転をするという上で議論を進めておられたので,改めてなぜ北東角なのか。大宮交通公園に消防署が移転すること自体は,新しい交通公園に消防署が来て,子どもたちも消防車を見れたりして非常にいいアイデアだとは思うので,大宮交通公園,なぜここなのかというのを,ほかの角ではだめだという理由も含めてまず御説明していただけますでしょうか。
- ○塚口会長 事務局、お答えいただけますか、どうぞ。
- ○事務局 まず,消防車両の出入りの関係で,船岡東通に面しているということが

条件になってこようかと思います。

その中で、南側になりますと、御土居の関係もございますので、そういった部分で北東側のかつ船岡東通に面している、その部分に計画をさせていただいたということでございます。

- 〇塚口会長 どうぞ。
- ○菅谷委員 船岡東通に面していることが条件だというふうに今おっしゃったんですけれども、船岡東通、これを南に下がると、すぐに信号、交差点がありますけれども、緊急車両、消防署を移転するところから交差点というのは、何メートルぐらい離れていますか。というのは、船岡東通は、よく信号で車が滞留するので、緊急車両が出るということを想定したときに、ここが妥当かどうかというのは、もちろんシミュレーションされていると思いますので、何メートルぐらい離れていて問題ないというところを御説明していただけますか。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 計画をさせていただいております出入り口から、南側の通り、玄以通だと思いますけれども、こちらまで約120mの距離がございます。これは出動する際に問題があるのかということでございますけれども、現在、船岡東通につきましては、車道幅が7mということになってございまして、両方に車両が止まっていてもその間を消防車両が通行できる、そういったスペースがあるということでございますので、特段問題ないと認識しております。以上でございます。
- 〇塚口会長 菅谷委員, どうぞ。
- ○菅谷委員 120 mあれば、僕も多分大丈夫なんじゃないかというふうに思って 今お聞きしたんですけれども、あともう一点、北区の住民の方から言われるのは、 消防署が移転してくると、当然サイレンの音と騒音も気になるということで、これ で都市計画が決定する以上、非常に大きな判断だと思いますので、お聞きしたいん ですけれども、この騒音対策というのはどういうふうに考えておられますか。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 騒音でございますけれども、緊急車両は、緊急走行する場合にはサイレンというのは、必ず鳴らなければならないということで、これは法定事項でござい

ますので、この部分につきましては、皆様方に御理解をいただく必要性があるかなと考えております。

ただ,緊急走行以外の,例えば朝の交代時の点検時のサイレンの確認であるとか, そういった部分でできるだけその音を外部に出さないという配慮をしております けれども,まず一つは,先ほど申しましたとおり,消防車両は,南側向きに並べら れるということで,通常でしたら通りに面して車両が並ぶというのが通例でござい ますけれども,今回は通りに面さずに,南側向きに車両を並べるということで,音 が南側に出るという形で,東側や北側,そういうところに音が流れにくくした配置 としております。

また、出動時におきましても、現在はサイレンを徐々に大きくする、そういうふうな装置もついておりますので、それを活用して、皆様方にできるだけ御迷惑のかからない、そういう形で運用を図っていきたいと思っております。以上でございます。

〇塚口会長 菅谷委員, どうぞ。

○菅谷委員 具体的な数字を前もってお聞きしているんですけれども,先ほどの緊急出動の場合は,道交法で多分90から120デシベルでサイレンを鳴らさなければいけないという,通常の点検等は多分70デシベルぐらいで現状やっておられるということなんですけれども,その70デシベルというのが近隣の住民にとっては,道交法の緊急車両の90から120というのはこれはもう耐えがたいものなので,その70デシベルと普段下げて点検等をしているというのは,どれぐらいの音なのかというのは,住民の方も気になると思いますので,それはどういった騒音に該当しますか。

○塚口会長 事務局, お答えください。

○事務局 緊急走行時より音を落としました 7 0 デシベルぐらいで点検時の確認をしておるということでございますけれども、概ね 7 0 ぐらいになりますと、高速走行中の自動車内、直近でのセミの鳴き声、それぐらいの音であるということでございます。

〇塚口会長 菅谷委員, どうぞ。

○菅谷委員 それで、70 デシベルでやってもらっているということなんですけれども、それは法律上定まっていないということですよね。今70 デシベルでやっていますけれども、それ以下に下げることも法律上は可能ということでよろしいですか。

○塚口会長 事務局, お答えください。

○事務局 はい、緊急時ではございませんので、それをやることは可能かと思って おりますけれども、現在の装置が70デシベルという設定になってございますので、 それを下げられるかどうかというのは、ちょっと確認が必要になってまいります。 ○塚口会長 菅谷委員、どうぞ。

○菅谷委員 わかりました。結局先ほど申しましたとおり、消防署がここに移転することは、最適ではないかもしれないですけれども、僕も方向性としては賛成をしておりますので、なるべくその上で今お聞きしたような配慮というものをしていただきたいというふうに思います。

この北東部に移転するのは、道路の環境上妥当だということだったんですけれども、この削減するところには既存施設があるかと思うんですけれども、この削減される、例えば駐車場であるとか、遊具、滑り台、ジャングルジムとか、昨日見に行ってきたんですけれども、こういった既存の施設がなくなる分に関しては、どうするご予定ですか。

○塚口会長 事務局, お答えください。

○事務局 今委員がおっしゃいましたように、消防署がまいります北東部分につきましては、現在も交通公園の駐車場であったり、確かに遊具、ジャングルジム、滑り台などがございます。消防署が来ることによって駐車場等なくなりますけれども、駐車場につきましては、大宮交通公園、先ほどの話でもございましたように、公共交通機関、電車の駅などから比較的遠い場所もございますので、駐車場自体は当然必要だというふうに考えておりますので、公園内の別の場所で駐車場を設け、事業者のほうにも求めていきたいというふうに考えてございます。

また,遊具につきましては,消防署がなくなることにより,一旦その場所からは なくなりますけれども,公園内の別の場所で新たなものを設置させていただく予定 でございますので, そのまま楽しむ部分としては, 残っていくというふうに考えて ございます。

- ○塚口会長 菅谷委員, どうぞ。
- ○菅谷委員 パワーポイントで御土居ゾーンとか周遊ゾーンとかあるんですけれども、今のお答えだと、公園の敷地内に駐車場もつけなければいけないということなんですけれども、現状15台を削減されるところに駐車場が、こういった認識でありますけれども、15台部分相当がこのどこかにあてはまるということでよろしいですか。そうなってくるとちょっと厳しいのかなと。

先ほど他の委員の方じゃないですけれども,削減された中を充実させるためには, 駐車場というのは,どういったぐらい考えているのかというのも非常に議論として 重要だと思いますので,お答えいただけますでしょうか。

- ○塚口会長 公園の内部をどのように設計するかということについては、今後議論 されるはずなので、事務局も、そういう前提のもとにお答えください、どうぞ。
- ○菅谷委員 すみません、僕はむしろゴーカートなんかというのは、今回の議案には直接関係ないと思っているので、ゴーカートへ僕も思いはありますけれども、質問は控えています。
- 一方で、この駐車場はまず関係してくる今回の議案なので、そこは議論はしないと駐車場をなくしますというのでは、その後どうしますかというのは、議論をしておかないと。
- **〇塚口会長** それはそうですね、配置のことについてはね、これはまた今後議論の 焦点を、その量的にどういうふうにするのかということについては、事務局からお 答えいただきたいと思います、どうぞ。
- ○事務局 駐車場の機能ですけれども、消防署の来るところに駐車場15台分が今あるということで、これがなくなってくるということでございますので、この公園内にその機能の確保をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。
- 〇塚口会長 菅谷委員, どうぞ。
- ○菅谷委員 わかりました。最後に、削減する施設の中に遊具を確保するとあった

んですけれども、滑り台がありますので、この移転予定の計画には消防署の所管と して滑り台というものが、こもれびデッキの近くに書いてあるんですけれども、滑 り台を削減して、また滑り台を造るというところがよくわからないんですけれども、 これはどうでしょうか。

- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 滑り台等がなくなるということで,その機能回復ということで考えていただければ結構です。以上です。
- 〇塚口会長 菅谷委員、どうぞ。
- ○菅谷委員 わかりました。ではこれは必要な措置ということでよろしいですか。 最後に、消防署ですが、これは今の北山通の消防署よりも面積が大きくなると思 うんですけれども、この必要な面積というのは、これは法律で決まっているもので すか、これ以上確保しなければいけないとかいうのは。
- ○塚口会長 事務局, お答えください。
- ○事務局 特に法律の定めとして必要な面積というのはございません。ただ、消防署といいますのは、消防車両を止めるスペースについて、地震の揺れで左右車両が移動したときに、互いに干渉し合わない、そういった距離、空間を確保しておかなければいけないということでございまして、阪神淡路大震災以降、設置をさせていただいた消防署だと大体が3,000平米ぐらいの消防署をこれまで整備させてきていただいたということで、今回につきましても、そういう形での計画とさせていただいているところでございます。以上です。
- ○塚口会長 どうぞ。
- ○菅谷委員 わかりました。消防署を移転するに当たって、先ほど答弁でも出ましたとおり、法定で決められた以上は、既存の施設をいかに有効に活用しつつ、必要なもの、その消防署の機能を低下させない上で、先ほど都市公園法でみだりにというようなこともありましたけれども、共存できる限界値のところでの設計というのをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。
- **〇塚口会長** ほかにございますか。発言されておられない委員さんから行きますと、 村山委員さんですね。

〇村山委員 様々な議論をされているわけでございますが,私からも少し意見と確認をさせていただきたいと思います。

私は、例に漏れず小さい子どものころからここを利用させていただいていた市民の一人として、最初お話を聞きましたときに、ゴーカートがなくなるということで、大変残念な思いでございましたけれども、いずれにしても北消防署をこっちにつくらなきゃいけないということについては、私も同感でございますし、ただ一方で、その大宮交通公園の今までの機能がなくなるということに対して、市民の皆さんが大変御懸念をされているというのも、大変よくわかることであります。

特に、所得格差がどんどん拡大していく中で、財政的に厳しいお宅の方からすると、この無料で遊べるエンターテインメント性の高い施設というのは、非常に価値のあるものでございまして、なかなか遊園地にも連れていってあげたいけど、連れていってあげられないお母さん方がここならということで御活用されている非常に貴重な場所というふうに思っております。

そういう意味におきましては,交通を学ぶ施設がなくなって残念だという声より も,市民の皆さんの正直なところは,この子どもを遊ばせられる非常に貴重な場所 がなくなることに対する懸念のほうが多いんじゃないかなと。

いろいろと反対意見たくさん上がっておりますけれども,やっぱり今までどおり こういう遊園地があれば,ゴーカートに乗って遊べる行政が提供しているサービス があるということに非常に大きな意味があるんだと私は思うのでございます。

そういう意味でいきますと、確かに形が変わって、これから自転車中心なんだという、行政の思いとして自転車の教育をしてやらなきゃいけないということはわかりますけれども、それ以上に市民の皆さんがお感じになっていることは、やっぱりエンターテインメント性の高いものをしっかりやっていただきたいということが実は本音の部分なんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味でいきますと、自転車も結構ですし、いろんなことをやっていただいたらいいと思いますけれども、要は、今までよりもいい、エンターテインメント性の高い施設がこのスペースでできることであれば、私はそんなに強い反対はないんじゃないかなというふうに思っております。

消防署自体が嫌だという人はもちろんおられるみたいですけど,私は問題はそこじゃないと思っておりますし、逆に言うとスペースが小さくなっても、それ以上に楽しい、また行きたいなと思える施設が提供できれば、私は今回の計画は成功だったと思いますし、逆にそれが提供できなかったとすれば、この計画は市民にとってマイナスだったという結論に私はなるんじゃないだろうかなというふうに思っております。

そういう意味では、空間の利用もそうでございますし、スペースの利用方法については、この数十年で各段に有効に使える形ができておりますし、必ずしもスペースが小さくなったからといって、施設全体が小さくなるということではないんじゃないかと思います。

私は、よく思っておりますけれども、芸大は敷地が半分になるけれども、いいものができるんだと、こういうふうにもおっしゃっておりますし、そういう意味で言いますと、逆に先ほど再整備については、今後の議論だということでございましたが、有効に使っていただいて、いいものをつくっていただくと、私は余り自転車にこだわっていただきたくないし、できれば未来の乗り物ということをおっしゃっていただいでいましたが、セグウェイなどもっともっと近代的なものかわかりませんが、そういうものを入れていただいて、民間企業さんからもいろんな形で未来の乗り物を御提供いただいたり、また施設全体の計画も何か前よりも小さくなったなと言われない洗練されたものを、民間さんも入れて、しっかりと提言をしていただくということができるのであれば、私はこれに賛成をしたいというふうに思いますし、逆に今まで以上のものができないんだと、ただ自転車が走るサイクルセンターみたいなものができるんだとすれば、非常にそれは残念な話だと思いますので、改めてその点だけ確認をして、また私の思いとして今少しお話をさせていただきましたので、しっかりとその辺をやっていただきたいというふうに思います。御答弁をいただいて終わります。

〇塚口会長 事務局のほうで、今の御提案と、それから一部御質問ございましたので、お答えいただけますでしょうか、どうぞ。

〇事務局 ありがとうございます。今後の大宮交通公園についてでございますけれ

ども, 先ほども言っておりますように, 楽しめる部分というのを十分考えていきた いというふうに考えてございます。

先ほど委員のほうから言っていただきましたが、セグウェイのような近未来の乗り物であったりとか、先ほども言っておりましたように未来の自動交通システム、新しい交通システムなんかを取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。それにおきましては、民間業者さんのほうのノウハウというのを十分活用していきたいというふうに考えております。

先ほど言っていただきましたように、今交通公園が皆さんに愛されておるというのは、そのエンターテインメント性というか、楽しみの部分も大きいかと思いますので、それは当然よりよいものにしていくような交通公園の整備をしていきたいというふうに考えております。

〇塚口会長 どうぞ。

○村山委員 ぜひよろしくお願いします。問われていることは、私がですよ、私が問われていると思うのは、要はこれができて大宮交通公園の来場者数が増えるのか、減るのかだというふうに思っておりますし、高い評価をされたらたくさんお越しいただけるでしょうし、評価が低ければ少なくなるということでございますので、その辺をしっかり御留意いただいて取り組んでいただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

〇塚口会長 ありがとうございました。先ほど西野委員,手が上がっていましたので,どうぞ。

○西野委員 1点だけちょっと確認したいんですが、先ほどの御答弁の中で駐車場がこれまでと同じように15台分をつくるということでいいのか、それは広さにしたら何平米ぐらいになるのか、そこのところだけ確認したいんですが。

○塚口会長 事務局, お答えいただけますか。

○事務局 では、お答えさせていただきます。台数につきましては、今明確にこれだけを用意するということは考えてございません。ただ、現状15台の駐車場がございますけれども、その利用状況などを考えると、少なくとも同程度のもの以上は必要ではないかというふうに考えております。以上です。

- 〇塚口会長 どうぞ, 西野委員。
- ○西野委員 今その15台分って,何平米ですか。
- ○塚口会長 いかがですか、事務局、どうぞ。
- ○事務局 すみません,正確に何平米というのはございませんけれども,今大体150平米ぐらいではないのかなと思っておりますけれども,ちょっと正式な数字ではございませんので、よろしくお願いします。
- **○塚口会長** 今150とおっしゃったんですか。15台で150平米っておかしいでしょう。まあそれは結構です、すみません、要らんことを申しました。結構です。 適切な空間を利用していただくということです。
- ○事務局 そうです。ちょっと今面積のほうは、実際把握していないもので、およそ15台ならということでお答えさせていただいておりますけれども、その機能というのはしっかりと確保していきたいというふうには思っているところでございます。
- ○塚口会長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、お諮り申し上げたいと思います。この計議第284号議案、議決をしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 それでは、お諮り申し上げます。計議第284号議案に承認すること に異議がない委員は、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。事務局、よろし いですか。

(賛成の者 挙手)

○塚口会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、284号議案は、原案どおり承認いたしました。

なお、かなり時間がたってきておりまして、まだ少し議案が残っておりますので、 ここで10分程度休憩を取らせていただきたいと思います。委員の皆様方、お忙し い中恐縮でございますけれども、16時スタートということでしばらく休憩させて いただきます。

(休憩)

〇塚口会長 そろそろ16時になりましたので,再開させていただいてよろしいで しょうか。では、始めさせていただきます。

先ほどの計議284号議案までのところで、一応の締めくくりができたわけでございますが、その後、もう一つ皆さん方にぜひ審議していただきゃなければならないことがございまして、都市区画整理法第55号に規定する意見書の審査に関する案件がございます。これにつきまして事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、「京都市都市計画審議会運営要綱の改正について」御報告を いたします。

お手元の「京都市都市計画審議会運営要綱の改正について 説明資料 資料1」を御覧ください。本議事の概要を御説明いたします。

土地区画整理法第55条には,市町村が施行する土地区画整理事業において,事業計画を決定又は変更するときの手続きが定められています。

その内容ですが、「①利害関係者は事業計画について意見書を提出することができる」、「②意見書は都市計画審議会に付議して、審議、採否を議決する」、「③ その前段に審議会で意見書の内容の審査、すなわち事前検討を実施する。なお、この際の手続きは行政不服審査法の規定を準用する」ことなどが規定されています。

なお, 意見書は都市計画決定手続の場合は"要旨"となりますが, 本手続きでは 意見書の原文を審議会に提出します。

次に、地方自治法施行令の改正が平成29年12月27日にあり、意見書の付議 先が"府"都市計画審議会から"市"都市計画審議会に変更されました。

これを受けて、本審議会として[意見書の内容の審査],すなわち、事前検討の手続きを定める必要が生じました。

そこで,事務局で行政不服審査法の規定を準用し,簡易,迅速かつ公正な視点から「意見書の内容の審査」手続案を策定しました。

本件について審議会の運用を取り決めるため,委員の皆様の議決による了承を経 て,京都市都市計画審議会運営要綱の改正をしたいと考えております。

こちらは,京都府都市計画審議会で過去30年間に審議した,京都市施行の土地 区画整理法第55条に係る案件の実績です。 過去には、口頭意見陳述申出者が100名を超える案件もあり、行政不服審査法第28条にもありますとおり、簡易、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続の計画的な進行を図る必要があります。

次に、土地区画整理法第55条に規定する意見書の取扱いについて御説明します。 事業計画の決定又は変更を行おうとする場合は、施行者は事業計画案を2週間縦覧 します。

この際,意見書が提出されますと,施行者は意見書の提出者が利害関係者であるか等の適合性について判断した後,明確に不適合でない場合は,本審議会に付議します。

本審議会では、まず、「意見書の内容の審査」という事前検討を行います。なお、 この手続きは行政不服審査法の規定を準用することになっており、この場合、「審 理員」を「都市計画審議会」と読み替えることとされています。

事前検討が終わりますと、意見書の原文、意見書の内容の審査結果、口頭意見陳述の逐語録が審議会に提出され、審議会において審議を行い、意見書の採否について議決します。

不採択又は意見不決議の場合には,施行者が縦覧された事業計画案で国に事業認可申請することとなります。また,意見書を採択しますと,施行者は事業計画案を修正し,再度,縦覧を行います。

「意見書の内容の審査」の流れを御説明します。

なお、先程も述べましたが、行政不服審査法における審理員が行う手続は、土地 区画整理法第55条の手続きにおいて都市計画審議会が行います。

意見書の内容の審査の手続きには、多数の同意見の提出があった場合等の「審理手続の併合」や併合した手続きの一部が取り下げられた場合等の「分離」、「争点の整理」、「口頭意見陳述」、「証拠書類等の提出期限の通知」、「物件の提出要求」、「審理関係人への質問」、「参考人の陳述及び鑑定の要求」、「検証」が定められています。

特に口頭意見陳述については,「申立てがあった場合には,意見を述べる機会を 与えなければならない。」「申立人は処分庁に対し質問を発することができる」と 規定されており、より公正で、かつ計画的な遂行が求められます。

ここで,事務局から「意見書の内容の審査」手続きについて一つ目の御提案を行います。

これらの手続きについては段階的に進めていく手続きであり,「簡易,迅速かつ 公正」の視点から,本審議会では,実施の適否の判断や取りまとめ方を会長の専決 としたいと考えています。

次に審理の進め方に関する御提案について説明します。行政不服審査法第9条第 4項において、審査庁の職員が行うことができる手続きについて定められています。

その内容ですが、審査庁が必要と認めるときは、その職員に審査請求人の口頭意 見陳述の聴取、参考人の陳述の聴取、検証、審理関係人への質問、審理手続に関す る意見の聴取を行わせることができることを規定しています。

その職員とは、土地区画整理法第55条における手続きの場合は、審議会事務局職員又は委員の皆様方を指します。

ここで,事務局から「意見書の内容の審査」手続きについて二つ目の御提案を行います。

会長は,行政不服審査法第9条第4項に規定する手続きを審議会事務局職員又は 審議会委員のうち, 1号委員に行わせることができる。

また、上記手続を行わせる者の取り扱いは、審議会事務局職員を基本とするが、 口頭意見陳述の申出があった場合における陳述聴取等、より高い公正性を確保する 必要のある手続きは、審議会委員のうち、1号委員が同席することとする。との運 用を行うことを提案いたします。

これまで御提案した本審議会における「意見書の内容の審査」手続き案でございます。

まず、一つ目は、「簡易、迅速かつ公正」の視点から、「意見書の内容の審査」については、会長の専決とすることとする。二つ目は、会長は、行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する手続きを審議会事務局職員又は審議会委員のうち、1号委員に行わせることができるものとする。

なお,②の手続きを行わせる者の取り扱いは,審議会事務局職員を基本とするが,

口頭意見陳述の申出があった場合における陳述聴取等,より高い公正性を確保する 必要のある手続きは、審議会委員のうち、1号委員が同席することとする。

以上について,本審議会に御了承いただきましたら,京都市都市計画審議会運営 要綱にスライド下段の条項を追加したいと考えております。

説明は以上でございます。

○塚口会長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました本審議会における意見書の内容、審査方法につきまして、会長でございます私といたしましては、皆様の御了解が得られるならば、問題ないと考えております。

本件につきまして御意見、御質問ございましたら承りたいと存じます。いかがで しょうか。特に御発言ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 それでは、御意見がないようでございますので、ただいまの土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査について、事務局の提案どおり承認するということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましては、承認といた しました。 次に、報告案件のほうに移りたいと思います。報告については、二つございますが、少し順番を入れかえまして、まず、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討等について、これについて、事務局から御報告をお願いします。

○事務局 それでは、「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討」につきまして、本年6月27日に第6回、7月27日に第7回の「持続可能な都市検討部会」を開催いたしましたので、御報告いたします。

本日,席上に第6回及び第7回の部会資料をお配りさせていただきましたが,本日は,第6回部会での議論を踏まえて作成いたしました第7回部会の資料を用いて御報告させていただきます。

お手元の「報告資料 説明資料」のうち、「第7回 持続可能な都市検討部会 資料」を御覧ください。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき、第7回部会資料の資料1を御覧ください。 A3サイズ、右上に第7回検討部会 資料1と記載した資料でございます。「1これまでの検討状況及び「持続可能な都市構築プラン(仮称)について」」でございます。

資料の左側に、この間の議論を踏まえた「本市の特徴」と、その下に「基礎的課題」を記載しており、それらを踏まえまして、資料右側でございますが、本市として、「現行の都市計画マスタープランの実効性をより高めるプラン」として、持続可能な都市構築プラン(仮称)」を検討しているものでございます。このプランにつきましては、現行の都市計画マスタープランをベースとしながら、持続可能な都市構造を目指した「土地利用の誘導」等を図るための「まちづくり指針」としての役割を担うこととしてまいりたいと考えております。また、本市は、特色ある多様な地域が魅力を生かしながらネットワークされている都市であることを踏まえ、

「単純な都市の縮小の考え方はなじまない」ことを基本コンセプトに検討を進めて いるところでございます。

次に、資料2を御覧ください。「2 各地域の将来像と暮らしのイメージ」についてでございます。今回検討しておりますプランでは、現行都市マスをベースにしつつ、市内を大きく5つのエリアに分類した上で「各地域の将来像と暮らしのイメ

ージ」をしっかりと書き込み,対外的に明確にお示ししてまいりたいと考えております。

また、資料の一番下に5つのエリアに加えて、「学術文化・交流・創造ゾーン」を検討しておりますが、こちらは、京都特有の歴史・文化や、伝統産業・先端産業、また大学、観光といった京都ならではの多様な資源と人のつながり・交流が、新たな魅力や価値を継承、創造し、都市の持続性に繋がっていくものと考えられることから、それらを各エリアの土地利用に重ね合わせて、魅力の創出・発信に結び付けていくことを目指して位置付けを行っていきたいと考えているところでございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただき、資料3を御覧ください。「3 プラン 推進のための方策の検討の方向性」についてでございます。

この資料は、実際にプランをどのように推進していくかの方向性を大きく3点記載したものでございますが、ヒューマンスケールで個性的な地域がネットワークしている本市におきましては、まず一つ目の「まちづくり条例」により、市民・事業者・行政がまちの課題や将来像を共有し、共々にまちづくりを進めていくことが重要であると考えており、今回検討しておりますプランを、条例に規定する「まちづくりの方針」に追加することにより、持続可能な都市の構築、地域の将来像の実現を目指した土地利用を促進してまいりたいと考えております。

加えて、二つ目の「都市計画手法等」として、(1)に掲げております「都市計画の決定・変更等や、持続可能な都市構造や地域の将来像を見据えた土地利用の誘導策の検討」、(2)として、「立地適正化計画制度」について、また、三つ目の「関係分野の諸計画等との連携」についても検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、資料4を御覧ください。「本市の特徴・課題とプラン推進のための方策 との関係性」についてでございます。

こちらは、資料の上段に「本市の特徴」を、左側から中ほどに「本市の基礎的課題」と「主なエリア」を、右側に先ほど御説明しました3つの方策を記載し、その関係性を示したものでございます。

このうち1の「まちづくり条例」と2の「都市計画手法等の活用」のうち「都市 計画の決定・変更等による土地利用の誘導」については、全ての基礎的課題に対応 できるよう取り組むことを考えております。

また、「立地適正化計画制度」につきましては、部会での議論におきまして、「居住誘導区域の届出制度によって、産業集積エリア内での住宅の立地動向の把握を行うなど、住・工の調和といった課題にも対応できるのではないか」、また「都市機能誘導区域の支援制度をツールとして活用することにより、オフィスが不足しているといった課題にも対応できるのではないか」といった御意見を頂戴したことも踏まえ、資料左側の基礎的課題の4つの切り口のうち、「定住人口」、とりわけ「産業・働く場」の部分に活用するイメージを示しております。

ードエリアと「居住誘導区域」との関係性についても検討が必要と考えております。 以上が、第6回、第7回部会の内容でございますが、この間の部会を通じて、活 発に御議論いただき、多岐にわたる貴重な御意見を頂戴しておりましたが、全体を 通じて、「本市には、歴史・文化・観光資源が市内の隅々まで存在するほか、特色 ある多様な地域がネットワークされたヒューマンスケールなまちといった本市の

成り立ちを大切にすべき」という御意見をいただいており、京都の都市特性、市域

全体の持続性,人々の活動といった基本コンセプトにより検討をしております。

また、資料4の左下に「※」で記載しておりますが、土砂災害警戒区域等のハザ

その上で、立地適正化計画制度については、「市にメリットがあればツールとして活用するべき」、また、「ハザードエリアについては、法律で土地利用が規制されているエリアと居住誘導区域の関係をしっかりと考慮すること」といった御意見も頂戴しており、本市の都市特性を踏まえて必要な活用方法や区域の取り方など、さらに検討を深めてまいります。

また,「今後の市民意見募集に向け,図等を活用し分かりやすく伝え,関心を持ってもらうことが大事」といった御意見なども頂戴しており,引き続き検討してまいります。

最後に資料5の今後の想定スケジュールでございます。平成30年度につきましては、今回、御報告させていただきました部会を含め計3回開催し、案の取りまと

めを行ってまいりたいと考えております。今後,取りまとめに当たりましては,議会に報告を行うとともに,市民意見募集も行いながら進めていきたいと考えており, その経過につきましては,本審議会に適宜御報告させていただく予定としております。

事務局からの報告は以上でございます。川崎部会長から補足などがございました ら、どうぞお願いいたします。

○塚口会長 というようなことで、部会長のほうから何か一言ということがございましたらお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○川崎委員 特にございませんですけれども、今議論している先ほどの参考1の報告案件2のところ、この各ゾーンは、京都を大きく分けると北と西と東と南とあって、それぞれの大きなエリアの中にこの学術ゾーンであるとか、そういう核になるようなものがかなりあるんじゃないかと。特に南のほうなんかは、そういうことが連携して、人体の骨格の細胞の活性化みたいなもので、血流とか、そういうものがつながっているんですが、産業と働く場所をいかに活性化して進めていくか、いかにこういった議論、沈滞するわけではなくて、全体を骨格と細胞の活性化みたいなことをしっかりやっていこうということでございます。

それから一つ,前回の部会で出ていましたのは,最近災害が非常に多いということで,災害区域であるとか,そういったところの指定がはっきりしているところとか,そういうところは,今まで誘導していたところも少し勘案してはどうかというような御意見も出ておりました。

以上です。引き続き検討していきたいと思います。

○塚口会長 ありがとうございました。それでは、委員の皆様方から御質問、御意見ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、田中委員。 ○田中委員 見させていただいて、よくわかるんですが、真ん中のほうにばっかりプランが集中していて、周りのほうは一つも考えてもろてへんのではないかというような印象を受けますので、今後の議論の中で、しっかりと、特にこれを見ていますと、西京とか山科は京都市じゃないみたいな感じですので、その辺ちょっと考慮していただいて検討をお願いしたいと思います。 **〇塚口会長** ありがとうございました。常にこういう議論をするときには、話題になることでございます。そういったこともよろしくお願いします。西村委員、どうぞ。

○西村委員 多くの意見が出たということが記載されております。そうした意見を 一つずつ検証しながらやっていく、大事なことです。広い京都市でございますので、 農業であるとか産業であるとか、あるいはそういった地域をしっかりと見定めてや っていくことが大事なことですので、しっかりと取り組みをいただきたいというふ うに思います。

それと先ほど出ていました土砂災害の件ですけれども、6月に地震、そしてまた 7月に西日本豪雨、そしてまた台風と、もう毎年のように起こる大きな自然災害であります。今回を通じて京都市は、そうした箇所も何カ所もありましたけど、岡山県であるとか広島県であることを思えば、小さい被害で済んだのかなというふうに思いますけど、その山間部に近いところでお住まいの方の土砂災害、今回も発生しております。

そうしたところのいろんな補助といいますか、助成といいますか、自治体ができるものは何であるかということを常々追求していただいているとは思いますけれども、そういうところの支援がなかなか厳しい状況にあるというふうに思いますけれども、この辺について、また赤いレッドゾーン、黄色のイエローゾーン等ありますけれども、そこを行政で、自治体で改善していくということができるところ、そしてまたできないところ、こういうことがしっかりあると思いますけれども、その辺の支援、常々はそういった災害もないのでありますけれども、このところ驚異的な雨の降り方とかいうことがありますけれども、そういったところの今の現状ですね、どのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○塚口会長 事務局のほうでお答えください。

○事務局 まず、委員の皆様から、部会で非常に活発な御議論をいただいております。その中では、やはりこういった考え方をしっかり市民の皆様にしっかりわかりやすく伝えることが重要だという御意見をいただいておりますので、そのあたりしっかりとこの後、私どものほうで作業を進めてまいりたいと考えております。

土砂災害警戒区域のことにつきましても、前回、先週でございますけれども、部会でかなり御議論を頂戴いたしまして、やはりそういった場所に今後も人を住むべき場所として誘導していくのかどうかといったところは、しっかりと考えていく必要があると御意見を頂戴したところでございまして、今後私どものほうとしましても、この間防災の部局とも連携をしておりますけれども、いただきました御意見を踏まえまして、どういったアプローチが我々都市計画の土地利用の誘導という観点からできるのかというところはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えでございます。

現状ちょっと今,その土砂災害警戒区域に対する支援といったようなことにつきまして,私どものほうで今お答えする材料はございませんが,そのあたりをしっかり勘案しながらこの検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

○西村委員 その赤のレッドゾーンとかイエローゾーンというのは、京都府が指定したということもありますけど、限りなく手だてをしなければ、赤のレッドゾーンはずっと赤ですので、黄色はずっとイエローゾーンでありますのでね、そのところにお住まいされている方との連携なんかもしっかりとやっていかなければならないし、それを少しでも解消するのにはどうしたらいいのかということを常々から模索していかなければ本当にこの土砂災害、大きく報道されているようなところという形で報道されないようにしてほしいというふうに思いますし、なかなか言ったって厳しいところあると思いますけど、でもそれを超えてやるということは、市民生活にとって大事なところでありますし、私たちのいろんな生活や、暮らしの中では、この安心安全に上回るものはないと思っておりますので、そこのところを高めていただきたいというふうに求めて終わります。

○塚口会長 ありがとうございました。ほかに御発言ございますでしょうか。

○川崎委員 すみません,先ほどの補足ですが,田中委員から,先ほど西京区とか 山科区のあたりが議論というか,なかなか絵にはあらわせていない部分があるんで すが,当初から人口が非常に大きく減少しているところはどこかというと,東山の あの一部だったりとか,どちらかというとニュータウンだとかそういうものが戦後 できて,老築化してきたところであるとか,そういう場所が非常に顕著ということ は、我々意識しております。むしろそこを山科を含めて人口減少が著しいところで あるとか、そういうところをどういうふうにしていくのか。

特に、西京区のあたりの議論の中では、芸大が移転した後どういうふうに活用されるとか、洛西ニュータウンをどういうふうに活性化していくのかとか、そういう問題、うちの大学も桂キャンパスにあるんですけれども、なかなか力足りずのところがあって、右京では、学園大であるとか、右京区役所を中心とした区域ができているんですけど、そことその西京区をどういうふうに活性化、リンクさせていくかというような議論は、重々課題として、むしろそこの部分、ここの絵に描かれていない、中心部以外のところをどうするかということを今議論していますので、今後も継続します。

○塚口会長 ありがとうございました。ほかよろしゅうございましょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○塚口会長 それでは,魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検 討についての報告を終わります。 長時間になりますが、あと1件ございますので、しばらく御辛抱ください。報告 案件の1でございまして、地域まちづくり構想京都駅東南部エリアの策定について 報告がございます。事務局よろしくお願いします。

○事務局 それでは、御報告させていただきます。

本市では、京都駅東南部エリアにおいて、「京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会」での検討や市民意見募集の結果も踏まえ、本エリアの目指すべき将来像やその実現方策等を取りまとめた「京都駅東南部エリア活性化方針」を平成29年3月に策定いたしました。

これまでから本市では、地域のまちづくりに係るビジョンや方針のうち都市計画マスタープランの内容との整合性が図れたものについては、地域まちづくり構想への位置づけを行ってきており、今回の「京都駅東南部エリア活性化方針」につきましても同様に、地域まちづくり構想として都市計画マスタープランに位置付けることとしておりますので御報告させていただきます。

お手元にお配りしております左上に「14京都駅東南部エリア」と書かれた資料 を御覧ください。

(1)「地域の概要」について御説明いたします。

京都駅東南部エリアは、京都駅に近接し、交通利便性に優れており、八条通の拡幅、河原町通とJRの立体交差改善事業、京都駅八条口駅前広場の再整備が完了するなど、周辺の都市基盤の整備も進んでおります。また、本エリアには、活用が見込める低・未利用地や、高瀬川及び鴨川といった魅力ある水辺空間などの地域資源がございます。

次に、(2)「地域の将来像」について御説明いたします。

①「まちづくりの理念・基本的な考え方」としましては、文化庁の京都への全面的な移転が決定し、京都から文化芸術の力による地方創生を進めることが大きく期待される中、京都駅に近接している本エリアは、世界を視野に入れた新たな文化行政を推進していく上で、大変重要な地域となっています。

これを踏まえ、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課

題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めをかけるとともに,本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで,京都全体の活性化につなげていくことを目指します。

- ②「地域の目標、将来像」といたしましては、「文化芸術を基軸に、伝統産業、観光、教育などのあらゆる分野と融合することにより、新しい価値を創造し、世界中の人々を惹きつけ、訪れたくなるまち」、「京都の玄関口にふさわしい魅力的な機能が集積するまち」、「若者を中心に多くの人が住み、学び、働き、交流する活気のあるまち」、「高齢者や子ども、障がいのある人、国籍や文化的背景の異なる人など、様々な人が互いの多様性を認め合い、心豊かに住み続けられるまち」の4つの将来像を掲げ、「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指すこととします。
- (3)「地域のまちづくりの方針」につきましては、本エリアの特性と将来像を踏まえ、ア「日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する創造環境の整備」、そして、裏面に記載の、イ「京都駅周辺の都市機能を強化する魅力的な施設の誘導」、ウ「若者の移住・定住促進とまちづくりの担い手育成」、エ「これまでのまちづくりと多様な新しい力との融合」といった4つの柱を掲げております。

以上のとおり、「京都駅東南部エリア活性化方針」に基づくまちづくりを、都市 計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として位置付けることにより、都市 計画としてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

報告は,以上でございます。

- **〇塚口会長** ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。井上委員、どうぞ。
- 〇井上委員 失礼します。(3)の地域のまちづくりの方針のイの部分ですが、魅力的な施設の誘導という項目の中に、都市機能の強化、さらに大きな人の流れを生み出すとして、山王小学校跡地及び上下水道局庁舎の活用の検討と書かれておるんですが、魅力的な施設というのは、どういうイメージなのか、どういう類の施設なのか、小学校と上下水道局庁舎の活用の検討ということについて、もう少し御説明

願いたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

- ○塚口会長 事務局,よろしくお願いします。
- **〇事務局** プロジェクト推進室でございます。お答えいたします。

今,御質問がありましたことにつきましてですけれども,魅力的な施設の誘導につきましては,もともとこのエリアの主に東側の部分を文化芸術のまちづくりという形で誘導していく部分と,一方で西側につきましては,京都駅からのこの東側のエリアに通ずるルートに当たるということで,このルートを通って人の流れが生み出せるようにという形でそういうコンセプトのもとで書かせていただいております。

まずは、東側の部分に文化芸術の核となる施設ですとか、それに連動した形でのさまざまな施設の誘致を進めていきたいと思っておりますし、それに伴って、芸術家の方を中心とした人がこの地域に入ることによって、人の流れを生み出す、そういった人の流れが出ることの延長線上でこの西側のあたりについて、京都駅からの人の流れが合流するような施設、にぎわいの施設ということも含めて誘導するというのが次の段階として考えていきたいというふうに思っておりまして、具体的な施設がこういうものを予定しているとか、小学校の跡地でこういうものを予定しているとかいったものが現在あるものではございません。以上でございます。

〇塚口会長 井上委員, どうぞ。

○井上委員 全体として、計画については、駅前だとか文化芸術だとかいうような言葉が飛び交っているんだけども、既に住んでいらっしゃる、昔から住んでいらっしゃる地域の住民の方々がお住まいの地域だということが前提となることはもちろんだと思うんですよね。

ところが、その人たちの住環境がどうかということについては、余りこの計画からはイメージがわいてこないわけですけれども、つまり幾ら跡地とは言え、山王小学校は、今も地域のいろんな諸行事であったり、諸活動、あるいは防災の拠点であることについては、全く変わりありませんし、水道局の本庁も、市民の命の水を管理する、差配する拠点であるという意味では、市民にとってなくてはならない施設だということについてもそのとおりだと思うんですけれども、だから、なぜその水

舎の本庁がそのまま水道局としてあって不都合なことがあるのか,そのあたりがよくわからないんです。

売るのか貸すのか建てかえるのか、このあたりについても、ちょっともう少し小 学校と庁舎そのものについて、イメージがわくような御説明をいただきたいんです が。

○塚口会長 事務局, お願いします。

○事務局 お答えとしては、上下水道局の庁舎、そしてその隣接する山王小学校の 跡地につきましても、現段階で具体的な活用の考え方があるわけではございません けれども、当然先ほど申し上げましたとおり京都駅からのルートに当たっていると いうエリアの特性から、ここを人の流れを生み出すようなにぎわいのある形での土 地の活用というのを考えていきたいということで、このプランを策定する過程の中 で学校跡地、それから上下水道局の庁舎につきましても、このエリアの活性化の対 象地域というふうに考えて、取り組んでプランを作成したということでございます。

具体的なことにつきましては、これからの芸術文化のまちづくりの進展にのっとる形でさまざまな御意見を伺いながら、また地域の皆様がこの小学校をさまざまな地域活動の場として使ってこられた、そういったことも十分考慮しながら考えさせていただくということになろうかと思っております。

〇塚口会長 井上委員,どうぞ。

〇井上委員 ちょっとさっきの鴨東線の問題でもそうなんですけどね,何というか, 今の時点で具体的に聞いてもね,先のことでもうちょっとまだわからない部分がよ うけあると。だけど、事業はスタートすると。

今回でも検討ということは書かれているわけですね。検討ぐらいだったらいいかなということで何となく進んでいくと。いよいよ具体的になったときに、いや、そこまではちょっとやり過ぎというか、賛成しがたいなというふうな段階になった時点でやね、いや、もう既に検討は始まっていますよと、それは以前に決めたことですよというようなことで後戻りしがたい。こういう手法というのは、僕はちょっとやっぱりどうかなという面があるんじゃないかと。もっといろんな議論を当初の段階からしながら、みんなの合意を得ながら物事を考えて進めていくと、こういう感

じがいいんじゃないかなということを改めて思ったりするので。

といいますのはね,これは言わんとこと思とったんだけれども,東南部エリアの活性化方針については,諮問委員会,活性化委員会で決めていただく委員会のところで,最終的な答申が出された折には,水道局の本庁の名前は出てこなかったんですね。それは御存じのとおりです。

ところが、こういうきれいなパンフレットになった段階で答申を飛び越えて、後になって京都市が水道局の本庁の検討ということをつけ加えられたという、そういう経過があったからね、余計に僕はそういうことを心配するわけです。

ぜひ経過をみんなにオープンにしていただきながら,今後の議論をお願いしたい と思います。

それから、もう一点、別の角度からの質問なんですけれども、河原町通より東、鴨川までの特に東岩本町のあたりの地域については、住環境の整備改善のための国の補助金との関係で、今ある跡地を何に活用してもいいわけではないという制約があろうかと思うんです。というのは、使い道を限定して国の補助金を得て事業を進めてきたわけですから、跡地を何に使うかということについては、国との協議が要るし、国はこういう範囲の使途を限定していると。

だから、そのあたりどういう今後のまちづくりを、進めていくかということについては、京都市だけの判断ではいかん面もあろうかと思うんですけれども、このあたり私の今のそういう理解でいいのかどうか、このあたりについても御説明願いたいと思います。

- ○塚口会長 では、事務局、お願いいたします。
- **〇事務局** 今,御指摘いただきましたとおり、答申の後で水道局の用地が入ったというような話で、そのとおりでございます。

ただ、答申を受けました後に、本当にこの今東南部のエリアのところにたくさんの市有地といいますか、未利用地がございまして、そういったものも活用していかなければならない。そして山王小学校も跡地活用を考えていかなければならない、そういった中で、水道局につきましても、非常にポテンシャルの高い土地で市有地である、そういった土地についても、これから先、まちの将来を展望していく中で

検討していく用地の中に加えるべきだろうという判断のもとに入れさせていただいたものでございます。

先ほどから申し上げておりますとおり、具体的な活用する案というのは、今まだ ございませんけれども、このまちの成り立ちを見ながら、たくさんの方の御意見を いただきながら、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

その上で、後段の御質問でございますけれども、住宅市街地総合整備事業のほうは、委員の御指摘いただきましたとおり、密集住宅の解消という中で、使い方の一つとしまして、従前お住まいの方向けの住宅だったり公園等の公共施設、そういったものに使うというようなことで補助金をいただいております。

しかしながら、このまちの将来を考えていくときに、もう少しほかの使い方もすべきではないかと、できたらいいなというようなこともございますので、そのあたり国土交通省と膝を詰めてお話させていただいているところでございます。

まだ方針は出てございませんけれども、将来のまちづくり、いいまちづくりができるように全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

〇塚口会長 井上委員, どうぞ。

○井上委員 今国との協議を継続してやっていると、こういうことでしたけれども、一切国の制約を取り払って、京都市は京都市の独自のスタンスで今後の将来を考えていくんだと、そのときに国が、じゃ補助金返せと言われても、じゃあとあえて返してでもね、京都市の見解なり方針を貫くというのか、それとも少なくとも返せとは言われない範囲で、許容範囲の中で物事を考えるのか、そのあたりのスタンスをはっきりさせておかないと、僕は若い人に来てもらうんだと、文化芸術のまちにするんだということだけが先行して飛び交ってもね、今言っていることは国との関係での前提の議論を、どの辺まで国と協議して許容範囲をもっと広げるための努力をするのかと、返さなくてもいい範囲を広げるのかということをあわせて考えていかないとね、結局議論してお互いに夢を語り合ったけれどもやね、結果的にそれじゃだめだよと、補助金返しなさいよと言われたときに、何のための議論だったのかということになりかねない。

そのあたりの前提というか、スタンスというか、枠組みをあわせて議論するなり

オープンにしながらやっていかないと、という気がするのでね、そのあたりの手続きというか、手法というか、議論をオープンにしていただいて、国との協議というのであれば、今どこまで話が進んでいるかということなんかについても、もっと市民に明らかにしていただきながら、今後の計画なり議論を進めていく必要があるんじゃないかとこんなふうに思いますので、そのことについて、ちょっと手続的に総括的に御答弁いただいて終わりにしたいと思います。

- ○塚口会長 事務局側、簡潔にお答えいただければと思います。お願いします。
- ○事務局 交渉事でございますので、今どういうふうないきさつで話しているかということまでは申し上げられませんけれども、活性化方針に位置づけた、そして今回地域まちづくり構想に位置づけたということでございますので、この土地の活用につきましては、覚悟を持ってやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。
- **〇塚口会長** ありがとうございました。それでは、このあたりでよろしいでしょうか。

それでは、地域まちづくり構想京都駅東南部エリアの策定についての報告はこれ で終わります。

委員の皆様方には運営に御協力いただきまして,誠にありがとうございました。 本日の会議はこれで終わりますが,委員の皆様方は,もうしばらく着席のままお待ちください。

それでは、ひとまず事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 委員の皆様,本日は誠にありがとうございました。そして傍聴者の皆様, 会議の運営に御協力いただきましてありがとうございました。本日の会議は終了いたしましたので、係員の誘導に従って御退出をお願いいたします。

(傍聴者 退出)

- **〇事務局** それでは、会長、よろしくお願いをいたします。
- ○塚口会長 それでは最後に、会議録の取扱いについて、決定したいと存じます。 「京都市都市計画審議会運営要綱」第7条第3項では、会議録は、第1号で「審 議会が公開すべきでないと認める事項」第2号で「公正又は円滑な議事運営が損な

われると会長が認める事項」を除き,公開するものと規定されております。

特に,各委員からの御意見がなければ,原則どおり公開したいと存じますが,よ ろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇塚口会長 それでは、御異議がないようでございますので、原則どおり公開とさせていただきたいと思います。

議事録につきましては、会長及びあらかじめ会長が指名する委員2名が署名する こととなっております。

本日は、順番にお願いするということになっておりますが、恐れ入りますが、井上けんじ委員とそれから中嶋節子委員にお願いしたいと思いますので、お手数ですが、よろしくお願いいたします。

それでは,本日の審議会は,全て終了いたしました。

委員の皆様方には、長時間にわたりありがとうございました。